

## 2023年度 第1回町田市障がい者施策推進協議会 次第

2023年6月29日（木）18時30分～20時30分

町田市庁舎10階 10-3、10-4、10-5会議室

### 【1】開会

### 【2】報告事項

- (1) 2023年度町田市障がい者施策推進協議会の開催予定
- (2) (仮称) 町田市障がい者差別解消条例の制定に向けた検討状況について

### 【3】議事

- (1) 町田市障がい者プラン21-26 重点施策における2022年度実績の振返りについて

### 【4】その他

### 【5】閉会

#### 送付資料

- |       |  |
|-------|--|
| 資料1   | 町田市障がい者施策推進協議会委員名簿・事務局職員名簿                                 |
| 資料2   | 2023年度町田市障がい者施策推進協議会の開催予定                                  |
| 資料3-1 | (仮称) 町田市障がい者差別解消条例の制定に向けた検討状況について                          |
| 資料3-2 | (仮称) 障がい者差別解消条例検討部会 委員名簿                                   |
| 資料3-3 | 第1回及び第2回部会の議事要旨  |
| 資料3-4 | 市民アンケート調査の実施結果   |
| 資料3-5 | 事業者向けアンケート調査の実施結果  |
| 資料4-1 | 町田市障がい者プラン21-26 重点施策における2022年度実績                           |
| 資料4-2 | 計画の振返りについての各部会からの意見 (町田市障がい者プラン21-26 重点施策における2022年度実績について) |

#### 次回の協議会について

2023年度 第2回町田市障がい者施策推進協議会

日程：2023年8月22日（火）

時間：18時30分～20時30分

場所：町田市庁舎2階 会議室2-1

## 町田市障がい者施策推進協議会委員名簿（2023年6月時点）

|    | 所属                                | 役職         | 氏名     |
|----|-----------------------------------|------------|--------|
| 会長 | 学校法人 東洋英和女学院大学                    | 名誉教授       | 石渡 和実  |
| 委員 | 学校法人 桜美林学園                        | 健康福祉学群 准教授 | 谷内 孝行  |
| 委員 | 学校法人 法政大学                         | 現代福祉学部 教授  | 佐藤 繭美  |
| 委員 | 学校法人 桜美林学園                        | 健康福祉学群 教授  | 小泉 広子  |
| 委員 | 町田市医師会                            | 理事         | 中川 種栄  |
| 委員 | 町田市歯科医師会                          | 副会長        | 松崎 重憲  |
| 委員 | まちされん                             | 会長         | 小野 浩   |
| 委員 | 町田市社会福祉法人施設等連絡会                   | 副代表        | 藤井 雅巳  |
| 委員 | 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会                 | 常務理事       | 叶内 昌志  |
| 委員 | 堺地域障がい者支援センター                     | センター長      | 刑部 輝   |
| 委員 | 町田市障がい者<br>就労・生活支援センターりんく         | センター長      | 藤本 英理子 |
| 委員 | 町田ヒューマンネットワーク<br>まちだ在宅障がい者 チェーンの会 | 理事長        | 堤 愛子   |
| 委員 | 町田市身体障害者福祉協会                      | 会長         | 風間 博明  |
| 委員 | 町田市聴覚障害者協会                        |            | 吉本 茂人  |
| 委員 | 町田市障がい児・者「親の会」連絡会                 | 会長         | 土田 由紀子 |
| 委員 | 特定非営利活動法人<br>町田市精神障害者さるびあ会        | 本部委員       | 飯長 喜一郎 |
| 委員 | 町田市民生委員児童委員協議会                    | 鶴川第一地区会長   | 荻野 淳子  |
| 委員 | 町田商工会議所                           | 常議員        | 陶山 慎治  |
| 委員 | 東京都立町田の丘学園                        | 主幹教諭       | 萩原 秀朗  |
| 委員 | 町田公共職業安定所                         | 所長         | 佐々木 暢  |

町田市 障がい福祉課 事務局職員名簿

| 所属・役職                 | 氏名     |
|-----------------------|--------|
| 地域福祉部 障がい福祉課 課長       | 金子 和彦  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 担当課長     | 栗原 康二  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 総務係 係長   | 山口 庸介  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 支援係 係長   | 松田 泰幸  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 福祉係 係長   | 鈴木 崇之  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 総務係 担当係長 | 藤田 信行  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長 | 有田 和子  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長 | 増田 謙一郎 |
| 地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長 | 阿部 勝也  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長 | 磯村 章彦  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長 | 藤川 亜衣  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 福祉係 担当係長 | 樋口 杏奈  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 福祉係 担当係長 | 勝野 早百合 |

| 事務局担当者          | 氏名 |
|-----------------|----|
| 地域福祉部障がい福祉課 総務係 | 由谷 |
|                 | 森本 |
|                 | 中山 |

## 2023年度 町田市障がい者施策推進協議会の開催予定

|     | 日時    | 内容(案)   |
|-----|-------|---|
| 第1回 | 6月29日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年度町田市障がい者施策推進協議会の開催予定について</li> <li>・(仮称)町田市障がい者差別解消条例の制定に向けた検討状況について</li> <li>・町田市障がい者プラン21-26(重点施策)の2022年度実績について</li> <li>・障がい者差別解消条例制定に向けた検討体制について</li> </ul> |
| 第2回 | 8月頃   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市障がい者プラン21-26(障がい福祉事業計画)2022年度実績の振り返り</li> <li>・「町田市障がい者プラン21-26(後期計画)」の検討状況の報告</li> <li>・(仮称)町田市障がい者差別解消条例の検討状況の報告</li> <li>・2022年度障がい者虐待・差別の状況及び取組み</li> </ul>  |
| 第3回 | 11月頃  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市障がい者プラン21-26(重点施策)2023年度上半期中間報告</li> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・「町田市障がい者プラン21-26(後期計画)」の市民公聴会用素案の検討</li> </ul>  |
| 第4回 | 2月頃   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会からの活動報告</li> <li>・「町田市障がい者プラン21-26(後期計画)」答申計画案の承認</li> </ul>   |

※ その他、各部会からの報告事項等があれば、随時協議会でも取り上げます。

■ 協議会及び各部会の開催スケジュール

|             | 障がい者施策推進協議会  | 障がい者計画部会   | 他の部会  | (仮称) 障がい者差別解消条例検討部会  |
|-------------|--|--|---|--|
| 2023年<br>4月 |  |  |   | 第1回 条例部会 (4/24)<br>[議題①～④]条例の方向性と考え方<br>(条例の名称/前文/目的/基本理念/定義)<br>・市民アンケートの実施について   |
| 5月          |  | 第1回 全体会① (5/30)<br>町田市障がい者プラン21-26 (重点施策)<br>2022年度実績の振り返り   | 第1回 就労・生活支援部会 (5/22)<br>町田市障がい者プラン21-26 (重点施策/障がい福祉事業計画) 2022年度実績の振り返り<br><br>第1回 相談支援部会 (5/30)<br>町田市障がい者プラン21-26 (重点施策/障がい福祉事業計画) 2022年度実績の振り返り | 第2回 条例部会 (5/22)<br>[議題①]関係者の責務・役割について<br>[議題②]障がいを理由とする差別の禁止について<br>[議題③]合理的な配慮について<br>・市民アンケートの結果について<br>・事業者向けアンケート調査の進捗報告 |
| 6月          | 第1回 協議会 (6/29)<br>・町田市障がい者プラン21-26 (重点施策)<br>2022年度実績の振り返り<br>・(仮称) 町田市障がい者差別解消条例の検討状況の報告  | 第2回 作業部会① (6/26)<br>・町田市障がい者プラン21-26 (障がい福祉事業計画) 2022年度実績の振り返り<br>・国の指針の共有   |   | 第3回 条例部会 (6/21)<br>[議題①]相談体制について<br>[議題②](仮称) 障がい者差別解消支援協議会について<br>・事業者向けアンケート調査の結果報告<br>・パブリックコメントの実施について                   |
| 7月          |  | 第3回 作業部会② (7/20)<br>後期計画の内容検討 (見込量について①)<br><br>第4回 全体会② (7/27)<br>・後期計画の内容検討 (重点施策について①)<br>・作業部会の進捗報告                        |   |  |
| 8月          | 第2回 協議会 (8/22)<br>・町田市障がい者プラン21-26 (障がい福祉事業計画) 2022年度実績の振り返り<br>・後期計画検討状況の報告<br>・(仮称) 町田市障がい者差別解消条例の検討状況の報告<br>・2022年度障がい者虐待・差別の状況及び取り組み |  | 第2回 就労・生活支援部会 (8/17)<br><br>第2回 相談支援部会 (予定)   |  |
| 9月          | (仮称) 町田市障がい者差別解消条例に関するパブリックコメントの実施   | 第5回 作業部会③ (9/7)<br>後期計画の内容検討 (見込量について②)<br><br>第6回 全体会③ (9/20)<br>・後期計画の内容検討 (重点施策について②)<br>・町田市障がい者プラン21-26 (重点施策) 2023年度中間報告 |   |  |
| 10月         |  |  |   | 第4回 条例部会 (予定)<br>・パブリックコメントを踏まえた最終検討   |
| 11月         | 第3回 協議会 (予定)<br>・町田市障がい者プラン21-26 (重点施策) 2023年度上半期中間報告<br>・パブリックコメントの実施結果について<br>・後期計画公聴会用素案の検討<br>・(仮称) 町田市障がい者差別解消条例についての市長への答申         |  |   |  |
| 12月         |  |  |   |  |
| 2024年<br>1月 | 「町田市障がい者プラン21-26 (後期計画)」素案に関する市民公聴会の実施   | 第7回 全体会④ (予定)<br>・市民公聴会結果報告<br>・答申計画案の作成   | 第3回 就労・生活支援部会 (予定)<br><br>第3回 相談支援部会 (予定)   | 第5回 条例部会 (予定)<br>・条例施行後の取組みについて  |
| 2月          | 第4回 協議会 (予定)<br>・各部会からの活動報告<br>・「町田市障がい者プラン21-26 (後期計画)」についての市長への答申  |  |   |  |
| 3月          | 「(仮称) 町田市障がい者差別解消条例」制定   |  |   |  |
| 4月          | 「町田市障がい者プラン21-26 (後期計画)」開始   |  |   |  |

## (仮称) 障がい者差別解消条例の制定に向けた検討状況について

## (1) 条例目的・基本理念

|      |   |   |  |
|------|---|---|--|
| 条例目的 | 障がいを理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務並びに障がい者等の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する取組みについて必要な事項を定めることにより、 <u>すべての人が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現</u> に寄与することを目的とする。 |   |  |
| 基本理念 | 障がいを理由とする差別を解消するための取組みは、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。   |   |  |
|      | ①基本的人権の尊重   | ②理解の促進  | ③相互協力  |
|      | 全ての人は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、かつ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。   | 障がいを理由とする差別の多くが障がい者に対する誤解や偏見は、理解の不足等から生じていることを踏まえ、障がい、障がい者及び障害の社会モデルについて理解を深めること。 | 障がい者も障がいがない者も、それぞれの立場を理解し、建設的対話のもと相互に協力していくこと。 |

## (2) 責務と役割

基本理念に則り、市、事業者及び市民等の責務及び障がい者等の役割を定めます。

## 市の責務

- ・市は、障がいを理由とする差別の解消を推進するために必要な施策を計画的かつ継続的に実施しなければならない。
- ・市は、前項に規定する施策の実施に必要な体制の整備を図るとともに、障がい、障がい者及び障害の社会モデルに関する理解の促進を図るための啓発を行わなければならない。
- ・市は、市職員に対し、障がい、障がい者及び障害の社会モデルについての理解を深めるための取組みを行わなければならない。

## 事業者の責務

事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

- ・障がい、障がい者及び障害の社会モデルについて主体的に理解を深めること。
- ・障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むこと。
- ・市が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力すること。
- ・従業員に対し、障がい、障がい者及び障害の社会モデルに関する意識の啓発を図ること。

## 市民等の責務

- ・市民等は、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。
- ・障がい、障がい者及び障害の社会モデルについて主体的に理解を深めること。
- ・市又は事業者が実施する、障がいを理由とする差別を解消するための取組みに協力すること。

## 障がい者等の役割

- ・障がい者及びその支援者は、社会的障壁の除去の適切な実施のため、障がいを理由とする困難又は必要な配慮の内容について発信するよう努めなければならない。

## (3) 差別の解消

不当な差別的取扱いの禁止と合理的な配慮に関する内容について、「障害者差別解消法」及び「東京都障害者差別解消条例」で定める対象範囲を拡大（横出し）して制定することで、差別の解消を図ります。

|          | 不当な差別的取扱いの禁止              | 合理的な配慮  |
|----------|---------------------------|---|
| 障害者差別解消法 | 行政機関・事業者<br>(国民についての規定なし) | 行政機関は法的義務<br>事業者は努力義務<br>(2024年4月から法的義務)<br>(国民についての規定なし) |
| 東京都条例    | 都・事業者<br>(都民についての規定なし)    | 都・事業者は法的義務<br>(都民についての規定なし)                               |
| 町田市条例（案） | 市、事業者、 <b>市民【横出し】</b>     | 市・事業者は法的義務<br><b>市民は努力義務 【横出し】</b>                        |

## 不当な差別的取扱い

障がいのある本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける



## 合理的な配慮をしない

手続きの際、筆談を頼んだが一方的に断られた



## (4) 相談体制・紛争解決

障がいを理由とする差別に関する相談に対応するため、専門相談員を配置し、事実確認や調整等を行い、当事者間での建設的対話による解決を図ります。それでも解決に至らなかった場合は、条例に基づき以下3～6の手続きを行います。

## 紛争解決の仕組み

## ① 相談

障がいを理由に差別をされたり、困ったことがあったら、障がい福祉課または地域の障がい者支援センターに相談ができます。

## ② 事実の確認・調査

相談を受けた市は、事実の確認・調査をします。また、必要に応じて情報の提供、関係者間の調整、専門の窓口の紹介などを行います。

条例に基づく紛争解決のための手続きは、以下、「3助言又はあっせんの申立て」から「6 勧告及び公表」までです。

## ③ 助言又はあっせんの申立

相談者が相談しても解決しないときは、市長へ助言又はあっせんの申立てができます。

## ④ 市長

市長は、「(仮称) 町田市障がい者差別解消支援協議会」に、助言又はあっせんの適否やその内容(解決方法)について諮問します。

諮問

## ⑤ 助言又はあっせん

市長は、障がいを理由とする差別を行ったと認められた者に対して、助言又はあっせんを行います。

答申

## ⑥ 勧告及び公表

障がいを理由とする差別を行ったと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができます。勧告しても正当な理由なく従わない場合、勧告内容を公表することができます。

## 相談窓口

市内地域5カ所に設置されている障がい者支援センターも相談窓口とすることで、相談しやすい体制にします。

## 専門相談員の配置(想定)

相談に応じて、専門的に事案の解決又は改善を図るため、障がい福祉課に専門相談員(会計年度任用職員)を配置します。

## (仮称) 町田市障がい者差別解消支援協議会

条例に基づき設置される市長の附属機関

## 〈協議会の役割〉

- ・ 市長からの諮問に応じ、調査審議し答申
- ・ 障がいを理由とする差別を解消するために必要な施策及び取組みの検討、実施状況の確認及び提言

## 協議会の委員構成

- ・ 障がい者
- ・ 関係行政機関
- ・ 事業者
- ・ 学識経験者
- ・ 法曹関係者
- ・ 福祉関係者 など



(4) スケジュール

|         | (仮称) 障がい者差別<br>解消条例検討部会 | 障がい者施策推進協議会  | 事務局                                    | 議会                            |
|---------|-------------------------|--|--|-------------------------------|
| 2023年2月 |                         | 第4回協議会 (2/21)  | 市長から町田市障がい者施策推進協議会へ条例制定の検討について<br>→ 諮問 |                               |
| 3~5月    | 第1回・第2回検討部会             |  |  |                               |
| 6月      | 第3回検討部会 (6/21)          | 第1回協議会 (6/29)  | 経営調整会議                                 | 行政報告<br>パブリックコメントの<br>実施について  |
| 7月      |                         |  | 経営会議                                   |                               |
| 8月      |                         | 第2回協議会<br>(日時未定)                                     |  |                               |
| 9月      |                         |  | パブリックコメントの<br>実施 (9/1~9/29)            |                               |
| 10月     | 第4回検討部会<br>(日時未定)       |  |  |                               |
| 11月     | 条例検討結果<br>の報告 →         | 第3回協議会<br>(日時未定)<br>↓<br>町田市障がい者施策推進協議会から<br>市長へ答申 → |  |                               |
| 12月     |                         |  |  | 行政報告<br>パブリックコメントの<br>実施・結果報告 |
| 2024年1月 | 第5回検討部会<br>(日時未定)       | 第4回協議会<br>(日時未定)                                     |  |                               |
| 2月      |                         |  |  |                               |
| 3月      |                         |  |  | 条例案を議会へ上程                     |
| ~9月     |                         |  | 条例<br>周知期間                             |                               |
| 10月     | 2024年10月1日 施行           |  |  |                               |

## (5) 体系図

| (仮称) 町田市障がい者差別解消条例    |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 体 系 図                 |                     |
| 第1条 (目的)              | 第8条 (不当な差別的取扱いの禁止)  |
| 第2条 (定義)              | 第9条 (合理的な配慮)        |
| (1) 障がい者              | 第10条 (相談等)          |
| (2) 社会的障壁             | 第11条 (助言又はあっせんの申立て) |
| (3) 障害の社会モデル          | 第12条 (事実の調査)        |
| (4) 不当な差別的取扱い         | 第13条 (助言又はあっせん)     |
| (5) 合理的な配慮            | 第14条 (勧告及び公表)       |
| (6) 障がいを理由とする差別       | 第15条 (協議会の設置)       |
| (7) 市民等               | 第16条 (委任)           |
| 第3条 (基本理念)            |                     |
| 第4条 (市の責務)            |                     |
| 第5条 (事業者の責務)          |                     |
| 第6条 (市民等の責務)          |                     |
| 第7条 (障がい者等の役割)        |                     |
| 附則                    |                     |
| (施行期日)<br>令和6年10月1日施行 |                     |

## (仮称) 障がい者差別解消条例検討部会 委員名簿

2023年4月24日時点

| No. | 役職  | 区分                | 推薦団体・所属                          | 氏名     |
|-----|-----|-------------------|----------------------------------|--------|
| 1   | 部会長 | 学識経験者             | 東洋英和女学院大学                        | 石渡 和実  |
| 2   | 委員  | 学識経験者             | 学校法人 桜美林大学                       | 谷内 孝行  |
| 3   | 委員  | 福祉関係団体（施設）        | まちされん                            | 小野 浩   |
| 4   | 委員  | 当事者（肢体）<br>福祉関係団体 | 町田ヒューマンネットワーク<br>まちだ在宅障がい者チェーンの会 | 堤 愛子   |
| 5   | 委員  | 学識経験者             | 宮島法律事務所                          | 宮島 美彩  |
| 6   | 委員  | 福祉関係団体（社協）        | 社会福祉法人町田市社会福祉協議会                 | 仲泊 昌仁  |
| 7   | 委員  | 地域代表（支援側）         | 町田市民生委員児童委員協議会                   | 荻野 淳子  |
| 8   | 委員  | 福祉関係団体（親の会）       | 町田市障がい児・者「親の会」連絡会                | 土田 由紀子 |
| 9   | 委員  | 福祉関係団体（精神）        | 町田市障がい者就労・生活支援センター<br>Let's      | 青山 信幸  |
| 10  | 委員  | 福祉関係団体（精神）        | 社会福祉法人コメント                       | 生田 直子  |
| 11  | 委員  | 当事者（聴覚）           | 町田市聴覚障害者協会                       | 浅野 直樹  |
| 12  | 委員  | 当事者               | 町田市身体障害者福祉協会                     | 風間 博明  |
| 13  | 委員  | 経済関係団体            | 町田商工会議所                          | 陶山 慎治  |
| 14  | 委員  | 公共交通機関            | 神奈川中央交通株式会社                      | 松本 大造  |
| 15  | 委員  | 教育                | 学校教育部教育センター担当課長                  | 鈴木 和宏  |

## 第 1 回及び第 2 回条例部会の議事要旨

※(仮称)障がい者差別解消条例検討部会を以下、条例部会とする。

■ **第 1 回条例部会** (2023 年 4 月 24 日 (月) 18 時 30 分から 20 時 30 分)

【報告事項】

(仮称)障がい者差別解消条例検討部会の役割及びスケジュールについて(資料 2)

資料2について意見なし

【議事】

(1) 条例の方向性と考え方(条例の名称/前文/目的/基本理念/定義)(資料 3、4-1、4-2)

(2) 市民アンケートについて(資料 5-1、5-2)

※いただいたご意見を参考に法制課と相談しながら条例素案を検討します。

発言順  
(後日意見含む)

| 委員   | 意見内容   | 事務局   | 今後の対応         |
|------|--|---|---------------|
| 部会長  | 市民等の等はどういった意味か。  | 市民だけでなく市域に訪れる人も含め市民等としています。                                   |               |
| 仲泊委員 | 資料 3 の 6. 専門相談員の配置について、どういった方を想定しているか。   | 財務的な問題も含めて確定ではないが、福祉職歴が長い人や権利擁護関係に携わっている専門的知見を有している方を想定しています。 | 今後の部会にて検討します。 |
| 浅野委員 | ろう者、難聴者にも対応できる専門相談員を配置してほしい。<br><br>【後日意見】<br>部会での意見に説明が足りなかった。ろう者、難聴者に対応できる専門相談員ではなく、ろう者の専門相談員を配置してほしい。耳が聞こえる手話通訳者よりも同じろう者の方が相談しやすく、理解してもらえる。 | 検討はこれからのため、意見として承ります。<br>他自治体では社会福祉士などを採用条件としているところもあります。     | 今後の部会にて検討します。 |

| 委員             | 意見内容   | 事務局          | 今後の対応                        |
|----------------|--|--------------|------------------------------|
| 陶山<br>委員       | <p>商工会のメンバーとの会話で商業部会、飲食部会では差別をしてしまったことがあるかといったアンケートをするなどきっかけを作りたいと考えている。差別をしてしまっている側へのアンケートを実施していただきたい。差別してしまった事例に対してどのような合理的な配慮ができたのかなど、合理的な配慮についての研修等も含めて実施していければ良いと考える。</p> <p>差別をしてしまっている側が、なぜ差別をしてしまっているのか知らないことがある。商工会の部会長名でのアンケート実施はおそらく可能である。相互理解のためには、勧告・公表が先行しないように気を付けなければならない。</p> <p>条例ができたときには、商工会に周知していきたいが、事業者側の意見をあまり聞かずに条例を作り上げてほしくない。</p> | 事務局にて検討します。  | 商工会議所と連携して実施する予定です。          |
| 宮島<br>職務<br>代理 | <p>上記陶山委員の意見についてアンケートを実施するのであれば早めに実施したほうが良い。アンケート実施主体を商工会にしたほうが回答しやすいのではないか。</p>   | 商工会議所と調整します。 | 第2回部会で進捗報告を行う予定です。           |
| 青山<br>委員       | <p>【後日意見】</p> <p>差別の種類や内容・程度などは、世の中の情勢により多様に変わっていくものとする。社会情勢が変化しても障がい当事者の方(町田市民全般)への差別や生きづらさが起こらないための条例である趣旨内容を前文に盛り込んだ方が良いと考える。</p>   | /            | 前文については、ご意見も踏まえ、今後の部会で検討します。 |

| 委員       | 意見内容   | 事務局   | 今後の対応                               |
|----------|--|---|-------------------------------------|
| 青山<br>委員 | <p>条例等を市民に周知する、浸透させていくことがとても重要。市民みんなが知っている条例にできるような取組みができれば良いと考えている。</p> <p>【後日意見】<br/>条例を作って終わってしまうことが全国的にも多々見受けられる状況を鑑みて、町田市として「差別解消の日」を決めたり(難しいと思いますが)、イベントを年1回開催するなど、継続的な啓蒙活動の検討ができるが良いと考える。形で終わらない実質的な効果を期待している。条例を浸透させていくことは大事なことと考えている。</p> | ご意見として承ります。   | 今後、本部会で検討できるよう調整します。                |
| 風間<br>委員 | 資料4の「目的」について障がい者の役割の「役割」とはどのようなものか。  | 資料3、「市、市民等及び事業者の責務及び障がいがある人の役割」に記載しています。相互理解のために、どのような配慮が必要かなどを障がいがない人からも発信していただきたいと考えています。詳細は5月22日の第2回条例検討部会にて責務・役割について検討する予定です。 | 5月22日の第2回条例検討部会にて責務・役割について検討する予定です。 |
| 部会長      | 障がいがある人から発信していただくことがとても重要で力があることと考える。  | ご意見として承ります。   | 条例を市民等に浸透させていくための取組みに活かします。         |

| 委員   | 意見内容   | 事務局  | 今後の対応  |
|------|--|--|--|
| 土田委員 | <p>障がいがある人は市民等に含まれないのか。市民等の責務とは別に「障がいがある人の役割」の規程があると、障がいがある人が分け隔てられている感じがする。</p> <p>市民対障がい者という感じがするため、ほかの表現を検討いただきたい。</p> <p>【後日意見】<br/>「障がいがある人の役割」の表現について、「障がい者の市民としての役割」とした方が受け入れやすいと思う。</p>                      | <p>市は、分け隔てているという認識はなく、障がい者も加害者になり得ると考えています。障がい者も自身以外の障害種別に理解が足りない場合もあると考えています。</p> | <p>「障がいがある人の役割」の表現については、法制課とも調整のうえ検討します。</p>   |
| 谷内委員 | <p>障がいの「がい」が平仮名であることに違和感がある。権利条約や障害の社会モデルを基準として条例を検討するのであれば、「障害」と漢字表記すべき。平仮名表記は医学モデルとして認識せざるを得ない。</p> <p>また、「障がいがある人」を「障害者」と定義すべき。</p> <p>「障害」についても定義が必要と考える。「障害/障がい」の表記によって、定義の際に社会モデルのことなのか医学モデルのことなのか混在してしまう。</p> | <p>ご意見として承ります。</p>   | <p>「障害」「障がい」の表記については、障がい者計画プラン 21-26 にて定めているとおり、「ひと」について使用する場合は「障がい」とすることとします。ただし、法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則などに基づく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。</p> |
| 風間委員 | <p>当事者としては、「障がい」と平仮名表記にすることは差別意識があるから平仮名表記にしているのではないか。法律では平仮名表記は無い。「障害」と漢字表記にすべき。</p>  | <p>ご意見として承ります。</p>   | <p>同上</p>  |

| 委員       | 意見内容   | 事務局                        | 今後の対応           |
|----------|--|----------------------------|-----------------|
| 土田<br>委員 | <p>「障害」「障がい」のどちらでも差別がなくサービスが受けられれば良いと考える。法令ということを鑑みれば「障害」という漢字表記でも良いのではないか。</p> <p>【後日意見】<br/>「障害」「障がい」の表記については、熟考した結果、町田市の特徴でもある「障がい」表記の方が適当だと思う。医学モデルから人権モデルへという観点からも「障がい」表記がふさわしいと思う。</p> | ご意見として承ります。                | 前頁、谷内委員への回答に同じ  |
| 宮島<br>委員 | 条例においても当事者を指し示すときに「障がい者」と平仮名表記にしていきたい。   | ご意見として承ります。                | 同上              |
| 荻野<br>委員 | 当事者を指し示す表記としては「障がい者」という平仮名表記の方が良いと考える。   | ご意見として承ります。                | 同上              |
| 小野<br>委員 | <p>今までの共通認識で作りに上げてきた町田市における「障がい」の平仮名表記でも良いと考える。</p> <p>障害者権利条約の日本に対する総括所見の和訳を参考資料として委員へ配布してほしい(第1条～第4条)</p>  | ご意見として承ります。                | 同上              |
| 小野<br>委員 | <p>協議会でも意見があった、条文自体がわかりやすい自治体があるのか。</p> <p>条文がわかりやすくてできなかったとしても、前文は誰もがわかりやすいものが良い。</p>   | 国立市は平仮名での表現を軸とした条文となっています。 | 前文は今後の部会で検討します。 |



| 委員       | 意見内容  | 事務局  | 今後の対応   |
|----------|---|--|---|
| 陶山<br>委員 | 「市を除く」とは、市民サービスを提供する公共の場所は市の定義にどこに含まれるのか。   | 市を除くと記載しているが、市は、市としての責務を定めるため、事業者と分けて考えています。 | 次回の部会には、条例検討状況を知ってもらうために庁内関連部署も事務局として会議に出席予定です。 |
| 土田<br>委員 | 市民ちょこっとアンケート<br>障がいがある人もない人もという割には、障がいがない人にはあまり聞かない内容と感じる。  | ご意見として承ります。                                  | 9月にパブリックコメントを実施し、広く市民の声を聴く機会を設けます。              |
| 谷内<br>委員 | 市民ちょこっとアンケート<br>性別の選択肢について、男性・女性・無回答となっているが、「その他」を入れた方が良いのではないか。<br>「身近に障がいがある人がいるか」という設問については、障がいがある人との関係性を別の設問として聞いた方が良いのではないか。<br>不当な差別・合理的な配慮についての設問を検討すべき。 | 設問の構成については確認します。                             | 設問の構成や選択肢を一部修正しました。                             |

■ **第2回条例部会**（2023年5月22日（月） 18時30分から20時30分）

【報告事項】

- (1) 第1回条例部会の振り返り(事務局)
- (2) 市民アンケートの取組状況について(事務局)
- (3) 商工会議所アンケートの取組状況(陶山委員)

商業部会、飲食部会、サービス業部会に依頼している。今後、合理的な配慮の勉強会を実施できたら良いと考えている。5/26 までには回収し、5/31 までには集計できるよう進めている。条例施行後に他人事ではなく、当事者意識をもってサービスを提供していけるようにしていきたいと考えている。

| 委員   | 意見  | 事務局                      | 今後の対応  |
|------|---|--------------------------|--|
| 堤委員  | 報告事項(1)<br>障がい者の役割は重視したい内容である。「障がい者の役割」は条例目的に記載してほしい。   | 意見として伺います。               | 第1回部会にていただいた意見も踏まえ法制課と検討します。                                   |
| 小野委員 | 報告事項(1)<br>条例名称について、自身が提案した表現を訂正する。<br>【訂正前】<br>資料 1-2 ③町田市誰もがともに生きる社会づくりのための障がい者差別をなくす条例<br><br>【訂正後】<br>③誰もがともに生きる社会をつくるための障がい者差別をなくす町田市条例                              | 条例名称については改めて事務局から提案します。  | 町田市の条例名は通例上「町田市」から始まることを法制課に確認しましたので、引き続き訂正前のものを条例案とさせていただきます。 |
| 堤委員  | 報告事項(1)<br>資料 1-2 前文<br>3段落目は障害の社会モデルについて記載しているが、障害の社会モデル重要なことのためもう少し噛み砕いて、読み手が理解しやすい表現で記載してほしい。<br>5番 追加→障がいがある人もない人も自らが選んだ地域で自らが選んだ人と生活し社会参加をし余暇を楽しむ権利を持っています。(具体的な言葉で) | 前文の内容については改めて事務局から提案します。 | 前文の内容については第3回条例部会にて提示します。                                      |
| 土田委員 | 報告事項(2)<br>当初の内容よりも深掘した内容で、短い期間でたくさんの人から意見をもらえて良かった。  |                          | ご意見ありがとうございました。  |
| 浅野委員 | 報告事項(2)<br>コミュニケーションについての質問や聴覚障がいについての質問がなかったことが残念だ。  |                          | ご意見ありがとうございました。  |

| 委員   | 意見内容  | 事務局   | 今後の対応   |
|------|---|---|---|
| 小野委員 | 報告事項(3)<br>対象会社数はどの程度か。   | (陶山委員)<br>3部会から約 30 社ずつ<br>回答をもらいたいと考えて<br>いる。<br>配布は 2,000 者ほど。商<br>業部会(小田急デパー<br>ト、東急、ルミネ、マルイ)<br>は全テナントごとの回答<br>ではない(時間的制約に<br>よる) | 第3回条例部会<br>でアンケート調<br>査の結果報告<br>をいたします。   |
| 生田委員 | 【後日意見】<br>報告事項(1)資料 1-2 前文 2 段目について<br>総合体育館、リス園やダリア園は町田市の特徴だ<br>と思うが、それだけだと少し慈善的な印象を受け<br>る。教育の場や障がい者雇用の変化及び環境整<br>備なども加筆するとよいのではないか。  |   | 前文の文章が<br>冗長にならない<br>よう、施策の詳<br>細については逐<br>条解説で説明し<br>ます。   |
| 風間委員 | 【後日意見】<br>(条例名称案)<br>・「障がいのある人もない人も気持ちよく暮らすた<br>めの条例」<br>・「障がいのある人もない人も心地よく暮らすため<br>の条例」<br>難しい言葉をなくし、冒頭に「町田市」があると地<br>域限定に解され本来の趣旨から外れるため、「町<br>田市」を削除した。  |   | 町田市の条例<br>名は「町田市」<br>から始まること<br>が通例となっ<br>ています。名称案<br>は、事務局で検<br>討し、第3回部<br>会で決定しま<br>す。  |
| 堤委員  | 【後日意見】報告事項(1)<br>(定義)第2条(3)障害の社会モデル<br>現在の本文に続けて以下の文言を追加する。<br>「例えば、車いすを利用している障がい者の社会<br>参加が困難なのは、その障害に起因するのでは<br>なく、階段や狭い通路などの障壁があるためであ<br>る。「社会モデル」に対応する言葉として「医学モ<br>デル」という言葉があるが、これはリハビリテーシ<br>ョンや治療を通じて、障がいを持った個人の障が<br>いを軽減、治癒させることで社会参加を容易にさせ<br>ようという考え方である。現在では、国際的にも<br>「障がいを持ったまま」で社会参加できる「社会モ<br>デル」の考え方が主流になっている。」<br>・条例名称について、長いけど「①町田市障がい<br>者差別をなくし障がいがある人もない人もお互<br>いを尊重しともに理解しあえるまちをつくる条例」<br>が良いと思う。 |   | 条文上には「障<br>害の社会モデ<br>ル」の具体的な<br>例示はしませ<br>んが、逐条解説<br>やリーフレット<br>等でわかりやす<br>く説明する予<br>定です。<br>条例名称につ<br>いては、事務局<br>で検討し、第3<br>回部会で決定<br>します。 |

【議事】

議題1 関係者の責務・役割について

| 委員   | 意見内容  | 事務局   | 今後の対応  |
|------|---|---|--|
| 小野委員 | <p>市の責務第1項と第2項を比べ、第2項には「障害の社会モデル」の文言が抜いたのは何か意図があるのか。社会モデルを入れても問題ないのでは。</p> <p>石渡部会長：第2項にも「障害の社会モデル」という文言を追記することでよいか。</p> <p>障がいとは社会的障壁によって生じているため、市・事業者の責務にも障害の社会モデルへの理解について明記すべき。</p>                    | <p>意図して「障害の社会モデル」という文言を記載していないということではありません。「障害の社会モデル」という文言を入れるよう表現を検討します。</p>                   | <p>「障害の社会モデル」の文言を加入し修正します。</p>                             |
| 職務代理 | <p>第4条第1項の表現がわかりにくい。「なくすことを推進するために」という表現の方がわかりやすいのではないかと。</p> <p>第4条第2項、市が行う取組みを実施する際は、障がい者に対する合理的な配慮に知見が深い職員が携わることを規定できないか。</p> <p>声が挙げられない人の意見も拾い上げられるような条項を盛り込んでいただきたい。職員が声を拾い上げる義務があるという条文にしてほしい。</p> | <p>社会情勢や障がい福祉施策は時代により変遷するため、条例自体は個別具体的な規定はいたしません。具体的な取組みについては、計画の中で定めていきます。条項や文言については検討します。</p> | <p>第1項はご指摘の通り修正します。第2項は市職員の障がいに関する知識が平準化できる取組みを推進します。</p>  |
| 堤委員  | <p>事業者及び市の責務に追加として、「取組みを行う際には可能な限り当事者及び関係者の意見を聞くよう努めなければならない」という規定をしていただきたい。障がい者及びその関係者の意見を聞いたうえで取組みを進めていただきたい。</p>   | <p>社会情勢や障がい福祉施策は時代により変遷するため、条例自体は個別具体的な規定はいたしません。具体的な取組みについては、計画の中で定めていきます。条項や文言については検討します。</p> | <p>条文としては規定しませんが、障がい者及びその関係者の意見を聞いたうえで取組みが進められるようにします。</p> |
| 小野委員 | <p>市の責務の第2項について「理解を深めるための取組み」ではなく、「理解しなければならない」にしてはどうか。</p> <p>堤委員の「取組みを行う際には可能な限り当事者及び関係者の意見を聞くよう努めなければならない」という意見には賛成だが、「可能な限り」は不要と考える。</p>  |   | <p>主語が「市」であるため、市が職員に対して障がい理解を深めるための取組みを行うことを責務とします。</p>    |
| 荻野委員 | <p>法定義務にある者に関しては「～しなければならない」といった強い文言で表現していただきたい。</p>  |   |  |

| 委員   | 意見内容   | 事務局   | 今後の対応   |
|------|--|---|---|
| 青山委員 | 理解啓発に取り組むことを義務化しているとある。昨年のアンケートでは、学校教育で障がい者理解が不足しているという意見があった。<br>第4条第2項市の責務において、「市職員」だけでなく、「教員」含まれるような文言が記載されてもいいのではと考える。 |   | 教育委員会と調整しながら検討します。  |
| 小野委員 | 事業者の関連領域(医療、福祉、教育など)を広げて考えた方が良い。<br>教育現場において「障がい理解に関する取組みを実施する」という規定ができたなら非常に良いと考える。                                       |   |   |
| 陶山委員 | 事業者自体の合理的な配慮に関する取組みの指針を決めるなど、踏み込んだ対応をしてもいいのではないかと。条文に規定するのではなく、ひとつの取組みの提案である。  | 事業者の理解促進のための取組みは、各事業者に丸投げするのではなく、事業者と共に検討していきたいと考えています。 | 条文上に具体的な取組み内容の記載はしませんが、事業者が合理的配慮をしやういような取組みを第5回部会の中で検討する予定です。 |
| 松本委員 | 理解を深めるための取組みとは、どのような取組みのことか。この表現の趣旨はどのようなものか事務局に聞きたい。<br>どこまで何ができるのかといったことを事業者へ丸投げされるのであれば、事業者毎に解釈して取り組むことになる。             |   |   |
| 堤委員  | 第7条(障がい者等の役割)について、必要な配慮の内容を「発信し、かつ」配慮しようとするものと共有するよう努めなければならない、としていただきたい。障がい者「等」は残してほしい。                                   |   | ご意見のとおり修正します。   |
| 土田委員 | 障がい者等の役割<br>障がい者も市民である旨を規定していただきたい。  |   | 障がい者も当然に市民であることを前提としているため、条文の変更は行いませんが、前文で表現できるよう検討します。       |
| 職務代理 | 障がい者の役割<br>上記、土田委員の意見に対して「障がい者及び支援者である市民は」にしてはどうか  |   |   |

| 委員   | 意見内容   | 事務局 | 今後の対応                                      |
|------|--|-----|--|
| 生田委員 | <p>【後日意見】</p> <p>②市民等及び事業者の責務【市民等の責務】</p> <p>「社会モデルについて主体的に理解を深め～」について、この内容を市民等の責務とすることが難しいのではないかと感じる。</p> <p>市民アンケートの結果では身近に障がい者がいない市民の92%が障害者差別解消法を知らないと回答している。メール配信サービスに登録している市民は自ら情報を得、生活に生かしたいという、いわば積極的な層だと考えられるにも関わらず、大半の方が差別解消法を知らない。広く市民に発信し、差別解消法を意識してもらうには、具体的に「社会生活や日常生活を困難にさせる障壁について理解を深め」としたほうがやさしく、イメージしやすいのではないかと感じる。社会的モデルについての解釈があってもその言葉になじみがないため、会得がいかないのではないかと感じる。</p>  |     | 逐条解説にてわかりやすく説明します。                         |
| 宮島委員 | <p>【後日意見】</p> <p>・第4条第2項(市の責務)の「第9条第1項に規定する合理的な配慮をするため、」という文言は、市職員の取り組みの目的が合理的な配慮に限定されてしまう。「」内の文言を削除するか、「前項の施策を計画的かつ継続的に実施し、必要な体制整備を図ること」も目的に含むべきではないかと感じる。</p> <p>(修正案)「市は、前項の責務を遂行し、第9条1項に規定する合理的な配慮を行うため、市職員が障がい、障がい者及び障がいの社会モデルについて理解を深めるための取り組みを行わなければならない。」</p> <p>・同様に、第6条第2項(事業者の責務)も、「事業者は、前項の責務を遂行し、第9条第1項に規定する合理的な配慮を行うため、従業員が障がい、障がい者及び障害の社会モデルについて理解を深めるための取り組みを行うよう努めなければならない。」という文言に修正した方がよいのではないかと感じる。</p> <p>第7条(障がい者等の役割)について</p> <p>・「支援者」は「代弁者」の方が良いのではないかと感じる。</p> <p>・「社会的障壁の除去の適切な実施」という表記で</p> |     | ご指摘いただいた条文の修正の有無及び内容については、法制課と調整しながら検討します。 |

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
|  | <p>は、「の」が2回続いて違和感がある。「社会的障壁除去の適切な実施」または「社会的障壁の適切な除去の実施」の方が良いのではないかと。</p> <p>(修正案)</p> <p>「障がい者である市民及びその代弁者は、社会的障壁除去の適切な実施のため、障がいを理由とする困難又は必要な配慮の内容について発信し、かつ配慮しようとする者とこれを共有するよう努めなければならない。」</p> |  |  |
|--|---|--|--|

### 議題2 不当な差別的取扱いの禁止

| 委員   | 意見内容   | 事務局 | 今後の対応         |
|------|--|-----|---------------|
| 堤委員  | 「障がいを理由とする差別」とした方が良いと考える。                                      |     | ご意見のとおり修正します。 |
| 青山委員 | 方向性について<br>「障がい者を障がい者でない者より不利に」は表記を改めた方が良いのでは。「障がい者を不利に」ではどうか。 |     | ご意見のとおり修正します。 |

### 議題3 合理的な配慮

| 委員   | 意見内容  | 事務局 | 今後の対応   |
|------|---|-----|---|
| 堤委員  | 市民に対して何気ない差別があるということを意識してほしいが、個々の市民に対して合理的な配慮を求めるといのがピンとこない。  |     | 無意識的な、何気ない差別も含めて理解啓発を行います。また、合理的な配慮の具体例については、逐条解説にて説明します。 |
| 小野委員 | 明石市などで実施している合理的な配慮の整備補助を町田市でも検討していただきたい。  |     | ご意見として伺います。   |
| 生田委員 | 【後日意見】<br>(合理的な配慮) 第9条について<br>他市では不動産に係る契約を行う場合や居住する場所の確保や継続についての記載がある。精神障がいを持っている方の中には地域で一人暮らしを行う際、特に長期入院から地域で生活を始める際に物件を紹介していただけない場合や、紹介していただける物件 |     | ご指摘いただいた条文の修正の有無及び内容については、法制課と調整しながら検討します。                |

|      |  |  |  |
|------|--|--|--|
|      | <p>の数が極端に少ないことがある。町田市の条例にもこの内容の記載があるとよいのではないか。もし、記載を省略されたのであればその理由を教えてください。</p>  |  |  |
| 宮島委員 | <p>【後日意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項と第3項の「障がい者並びに市又は事業者の双方による建設的な対話」という文言は、「障がい者 VS 市又は事業者」という関係になると思うが、その場合は「並びに」という接続詞でよいのか。単純に「並びに」→「と」とするか、「並びに」を残すのであれば「双方」「対話」は馴染まないのではないか。</li> <li>・第2項4行目「双方による」は不要ではないか。</li> <li>・第3項の主語は「市又は事業者」なのか。その場合、語尾に違和感がある。</li> </ul> <p>(修正案)</p> <p>「3 市又は事業者は、合理的な配慮の提供に関し、過重な負担……困難な場合は、障がい者と市又は事業者の双方による建設的な対話により、その代替的な措置の実施その他、障がい者の理解を得られる対応をするよう努めなければならない。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項の(1)～(14)は限定列挙ではなく例示列挙だと思うが、それがわかる文言(例えば「次に掲げる場合等」のように「等」)を入れる必要はないのか。</li> </ul> |  | <p>ご指摘いただいた条文の修正の有無及び内容については、法制課と調整しながら検討します。</p>  |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4項に市民が合理的配慮をできない場合(第3項と同様)の条文を設ける必要はないのか。</li> </ul>  |  | <p>市民の合理的な配慮はあくまで努力義務であるため、ご指摘の条文を設ける予定はありません。</p> |
| 堤委員  | <p>第2項に以下の下線部の文言を追加。</p> <p>「市民等は、障がい者から現に社会的障壁(からかい、蔑視、理解不足等心理的障壁を含む)の除去を…」</p>   |  | <p>条文上に具体的例示はしませんが、逐条解説等で説明します。</p>                |



## 市民アンケートの実施結果について

### 【名称】

「(仮称) 町田市障がい者差別解消条例」に関する町田ちよこっとアンケート

### 【実施期間】

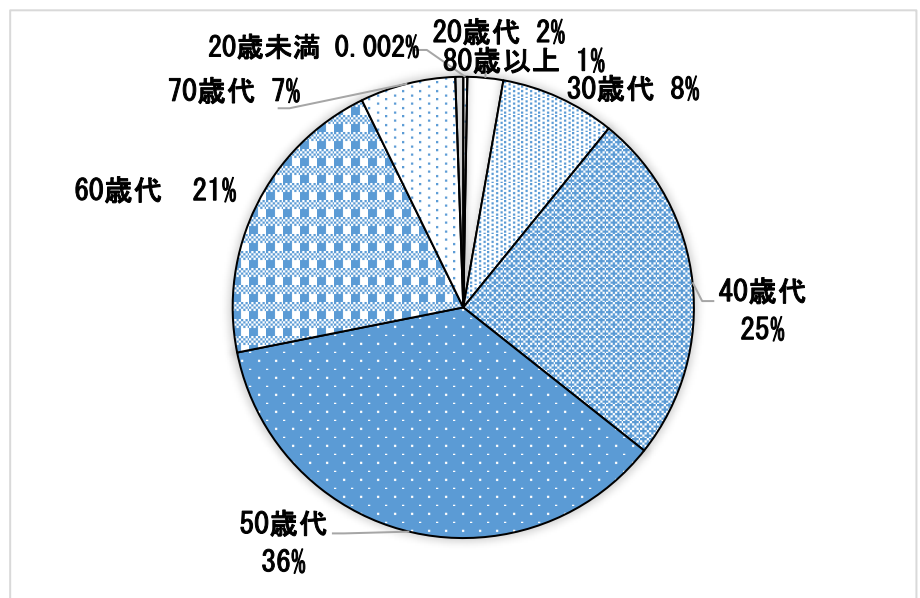
2023年5月12日(金)～5月16日(火) 5日間

### 【総回答者数】

359名 (メール登録者1,985名 回答率18.1%)

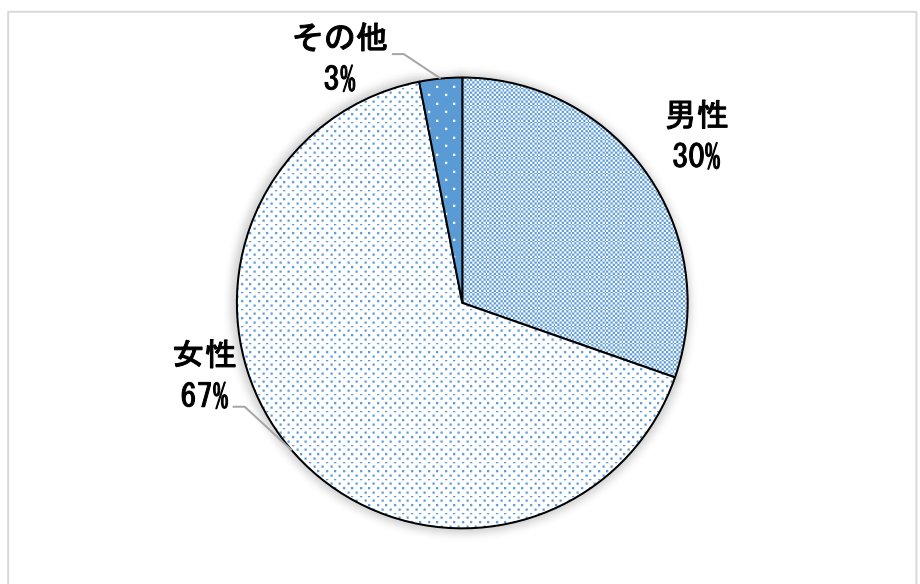
### 年代

| 年代    | 件数  |
|-------|-----|
| 20歳未満 | 1   |
| 20歳代  | 9   |
| 30歳代  | 29  |
| 40歳代  | 89  |
| 50歳代  | 130 |
| 60歳代  | 75  |
| 70歳代  | 24  |
| 80歳以上 | 2   |
| 合計    | 359 |



### 性別

| 年代  | 件数  |
|-----|-----|
| 男性  | 109 |
| 女性  | 231 |
| その他 | 11  |
| 合計  | 359 |

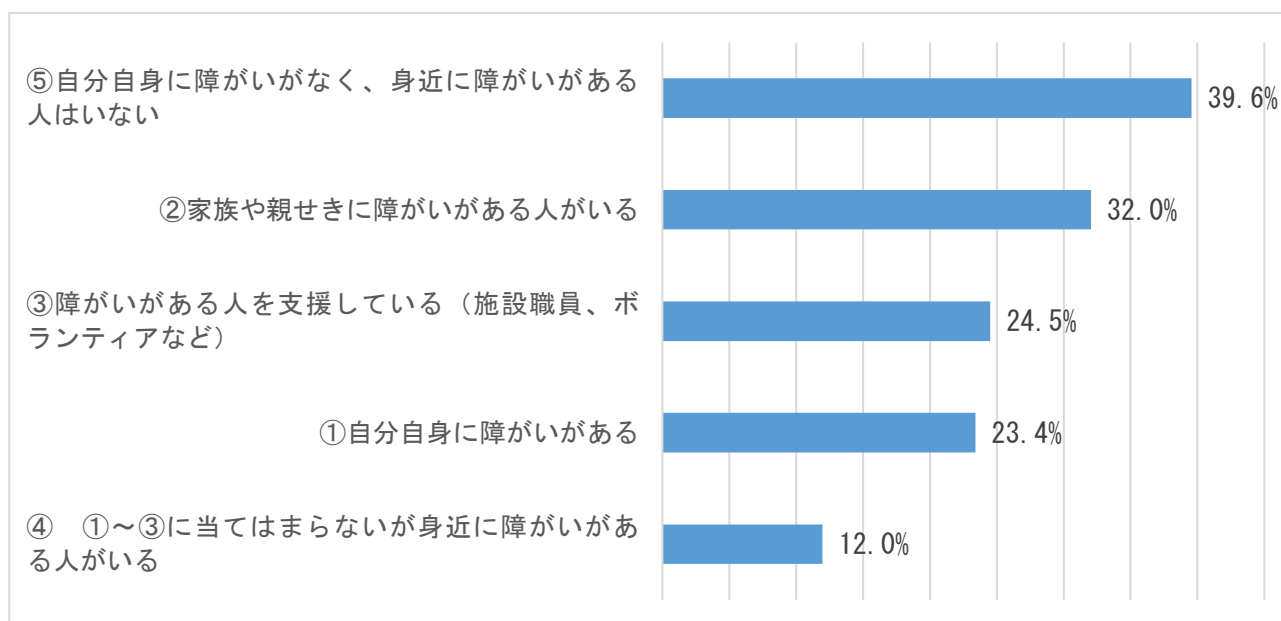


質問1 自分自身に障がいがある、または身近に障がいがある人がいますか？複数選択が可能です

- ① 自分自身に障がいがある
- ② 家族や親せきに障がいがある人がいる
- ③ 障がいがある人を支援している（施設職員、ボランティアなど）
- ④ ①～③に当てはまらないが身近に障がいがある人がいる
- ⑤ 自分自身に障がいがなく、身近に障がいがある人はいない

| 回答（複数回答あり）                      | 割合    | 回答数 |
|---------------------------------|-------|-----|
| ⑤ 自分自身に障がいがなく、身近に障がいがある人はいない    | 39.6% | 142 |
| ② 家族や親せきに障がいがある人がいる             | 32.0% | 115 |
| ③ 障がいがある人を支援している（施設職員、ボランティアなど） | 24.5% | 88  |
| ① 自分自身に障がいがある                   | 23.4% | 84  |
| ④ ①～③に当てはまらないが身近に障がいがある人がいる     | 12.0% | 43  |
| 合計                              |       | 472 |

多い  
↑  
↓  
少ない

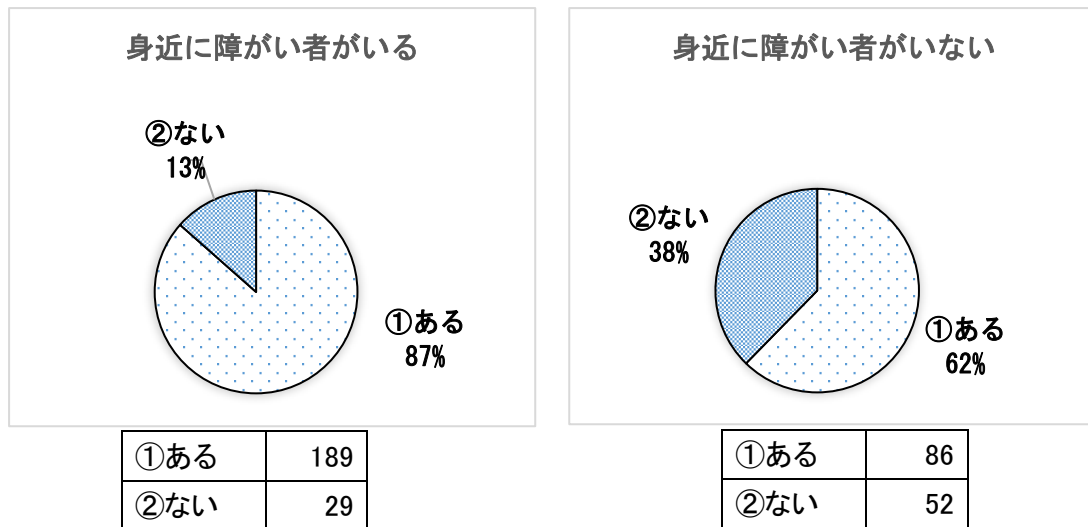


アンケートに回答した人で、身近に障がい者がいない人は39.6%でした。

質問2以降は、身近に障がい者がいる人（質問1-①～④の回答者217名）と、身近に障がい者がいない人（質問1-⑤の回答者142名）に分けて記載します

質問2 障がいがある人への対応で困ったこと、悩んだこと、難しいと感じたことはありますか？

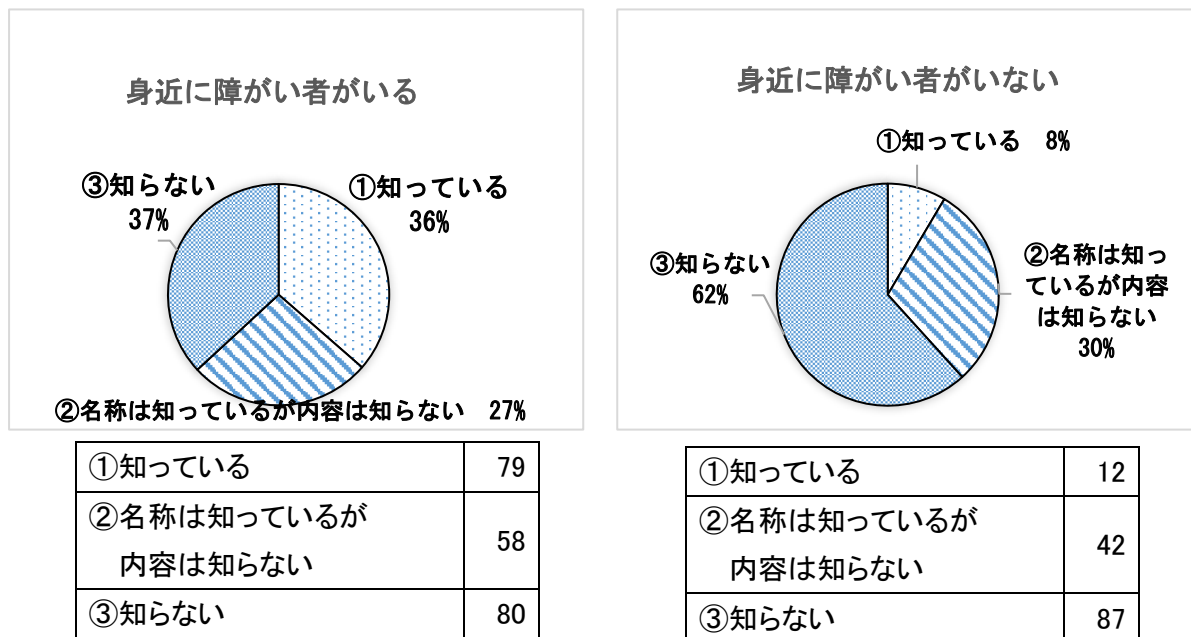
- ①ある  
②ない



身近に障がい者がいる人で87%、身近に障がい者がいない人でも62%の人が障がい者への対応で困ったことがあると回答しています。

質問3 国内では既に障害者差別解消法（※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されています。障害者差別解消法を知っていますか。

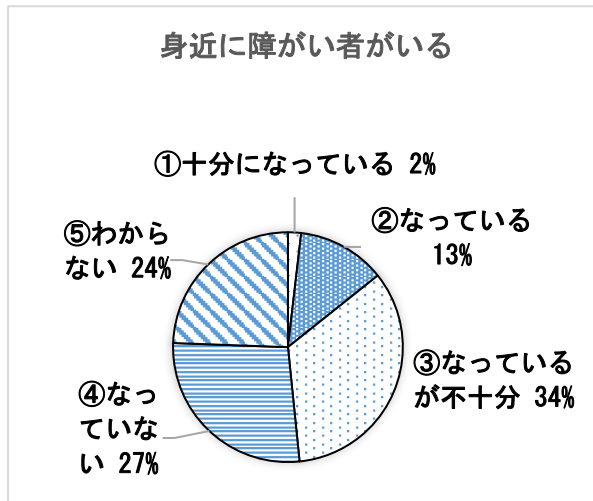
- ①知っている  
②名称は知っているが内容は知らない  
③知らない



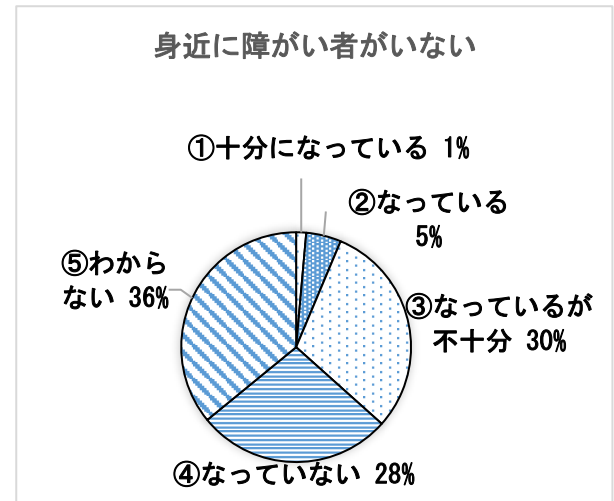
障害者差別解消法の内容を知らない人（②+③）は、身近に障がい者がいる人で64%、身近に障がい者がいない人では92%です。身近に障がい者がいない人の方が、知らない割合がとて高いです。

質問4 町田市では障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあい、理解しながら生きていく社会（共生社会）を目指しています。今の町田市は共生社会のまちになっていると思いますか？

- ①十分になっている
- ②なっている
- ③なっているが不十分
- ④なっていない
- ⑤わからない



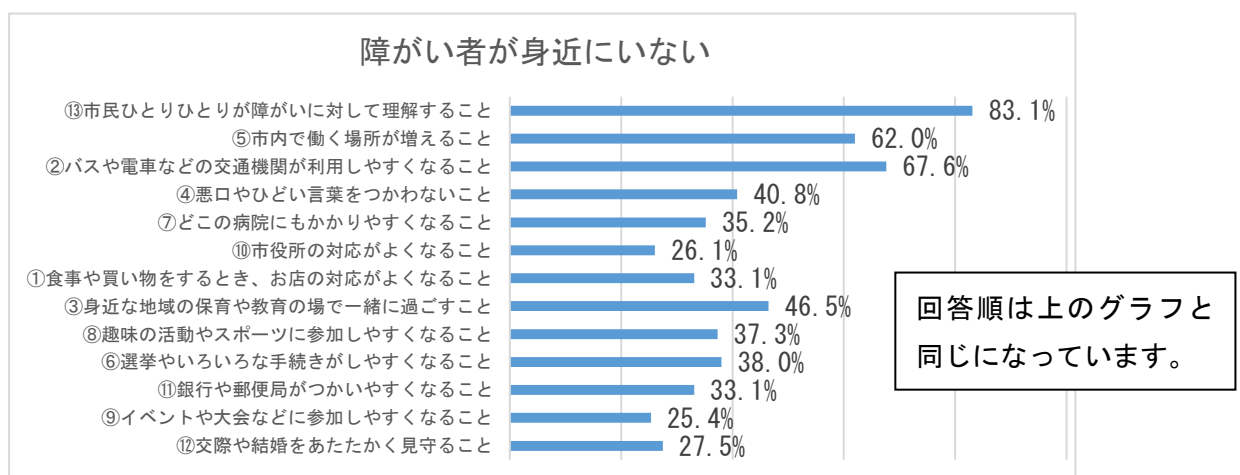
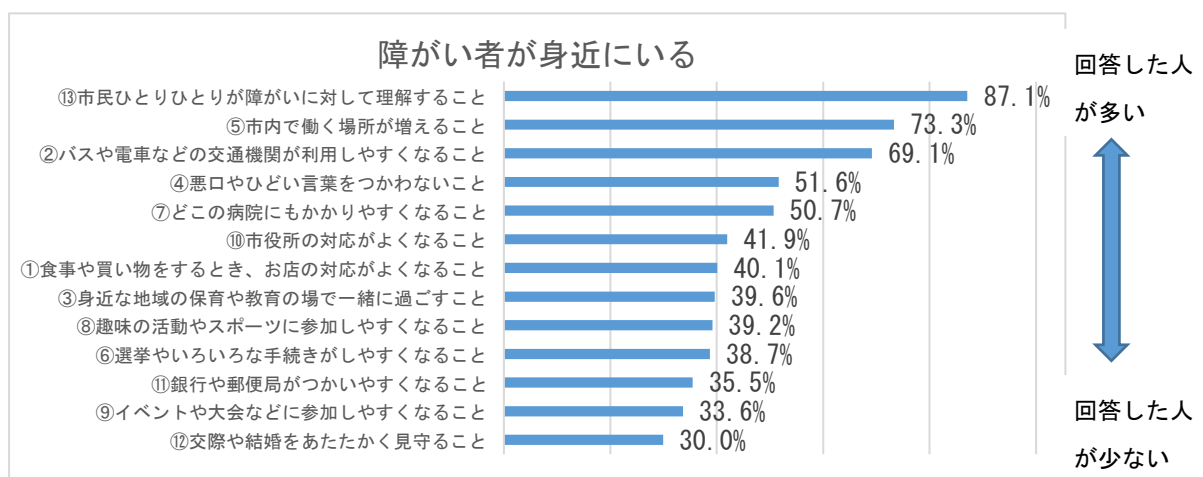
|            |    |
|------------|----|
| ①十分になっている  | 4  |
| ②なっている     | 27 |
| ③なっているが不十分 | 74 |
| ④なっていない    | 59 |
| ⑤わからない     | 53 |



|            |    |
|------------|----|
| ①十分になっている  | 2  |
| ②なっている     | 7  |
| ③なっているが不十分 | 43 |
| ④なっていない    | 39 |
| ⑤わからない     | 51 |

町田市は不十分だけど共生社会のまちになっているという回答（①+②+③）は、身近に障がい者がいる人は49%、身近に障がい者がいない人は36%でした。身近に障がい者がいない人のほうが、共生社会の実現ができていないと感じている割合が高いです。

- 質問5 町田市で障がいがある人への差別をなくし、共生社会を実現するためには、どんなことが必要だと思いますか？複数選択が可能です
- ①食事や買い物をするとき、お店の対応がよくなること
  - ②バスや電車などの交通機関が利用しやすくなること
  - ③身近な地域の保育や教育の場で一緒に過ごすこと
  - ④悪口やひどい言葉をつかわないこと
  - ⑤市内で働く場所が増えること
  - ⑥選挙やいろいろな手続きがしやすくなること
  - ⑦どこの病院にもかかりやすくなること
  - ⑧趣味の活動やスポーツに参加しやすくなること
  - ⑨イベントや大会などに参加しやすくなること
  - ⑩市役所の対応がよくなること
  - ⑪銀行や郵便局がつかいやすくなること
  - ⑫交際や結婚をあたたく見守ること
  - ⑬市民ひとりひとりが障がいに対して理解すること



身近に障がい者がいる人もいない人も、「市民ひとりひとりが障がいに対して理解すること」を1位に選んでいます。2位と3位は就労場所、公共交通機関の項目でした。障がいに対する理解啓発が求められています。

令和5年5月〇〇日

サービス業部会 会員事業所 各位

町田商工会議所  
サービス業部会  
部会長 〇〇 〇〇

## 障がい者への対応に関するアンケート調査

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より部会の事業運営について格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度町田市地域福祉部障がい福祉課より下記の条例検討に伴う、サービス提供者側の調査として、アンケート調査のご協力依頼を受けました。つきましては、ご一読の上ご協力賜りますようお願い申し上げます。

### 【(仮称) 町田市障がい者差別をなくし障がいがある人もない人もお互いを

### 尊重し共に理解しあえるまちをつくる条例】

町田市では、障がい者に対する差別をなくすための条例を2024年3月制定に向け取り組んでおります。

昨年は、障がい者やその家族に対し障害を理由に差別や偏見を受けた事例を集め、障がい者への差別や困り事を知る取組みをしてきました。一方、障がいのない人にとっては、身体や視覚、知的など個別に対応が必要な障がい者との接し方がわからず、その結果対応してくれない、差別的扱いとして受け取られてしまうといった事例もあることが課題として上がっています。

そこで、サービスを提供する側が障がい者への対応で困った経験や対応しなかったことなどを把握するために、調査を行うことといたしました。調査の結果は、今後の条例検討のための資料として活用させていただきますので、皆様のご経験や率直なご意見をお聞かせください。

障がいのある人もない人もともに暮らしやすいまちづくりを進めていくため、是非ご協力をお願いいたします。

町田市地域福祉部障がい福祉課長 金子 和彦

#### 1 調査目的

サービス提供者がお客様として来られた障がい者の対応で困った経験を把握することを目的とします。

#### 2 調査対象

町田市商店会連合会、商工会議所食品・飲食業部会、サービス業部会に所属する事業者

#### 3 回答方法

別紙アンケート用紙記入の上、商工会議所事務局迄 FAX  
または右記 QR コードより回答

#### 4 回答期限

2023年5月21日(日)迄





(仮称) 町田市障がい者差別解消条例の制定に向けた  
町田商工会議所による事業者アンケート調査の集計

◆調査期間 2023年5月15日(月)～2023年5月26日(金)

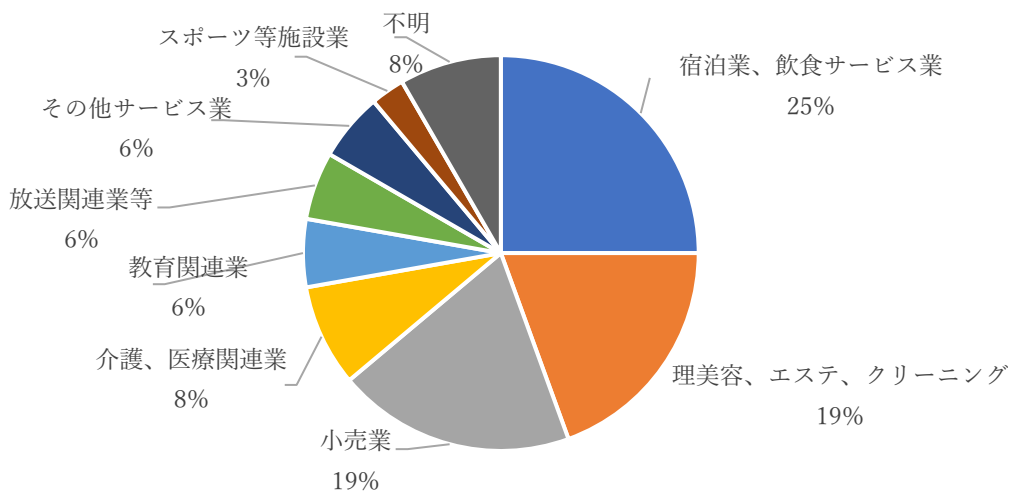
◆調査対象/手法

- ①町田商工会議所 サービス業部会/食品・飲食業部会 役員 45社 他、大型店等  
FAX 送付による協力依頼
- ②指導員による巡回、窓口対応時  
※FAX 返送または QR コードよりのオンライン返答

回答数:36件

**業種**

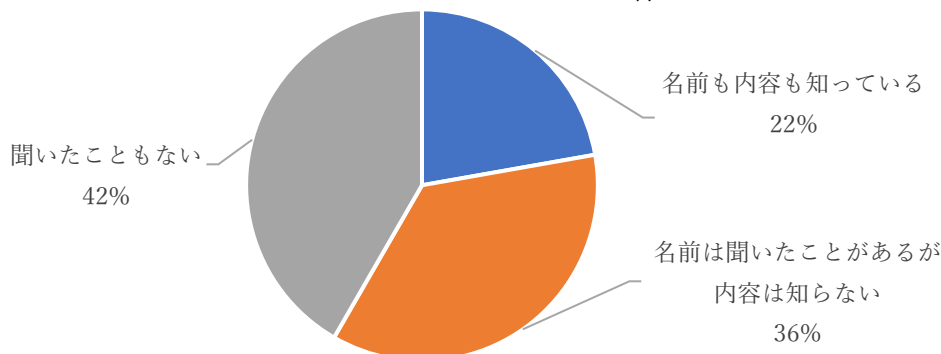
|                 |    |
|-----------------|----|
| ◎宿泊業、飲食サービス業    | 9件 |
| ◎理美容、エステ、クリーニング | 7件 |
| ◎小売業            | 7件 |
| ◎介護、医療関連業       | 3件 |
| ◎教育関連業          | 2件 |
| ◎放送関連業等         | 2件 |
| ◎その他サービス業       | 2件 |
| ◎スポーツ等施設業       | 1件 |
| ◎不明             | 3件 |





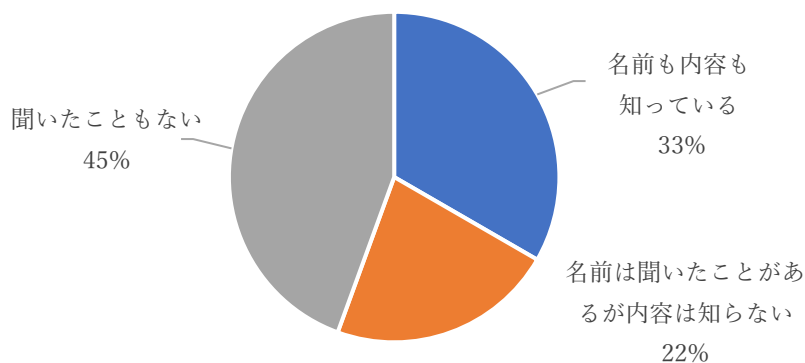
質問1. 「障がい者差別解消法」を知っていますか？

- ◎名前も内容も知っている 8件
- ◎名前は聞いたことがあるが内容は知らない 13件
- ◎聞いたこともない 15件



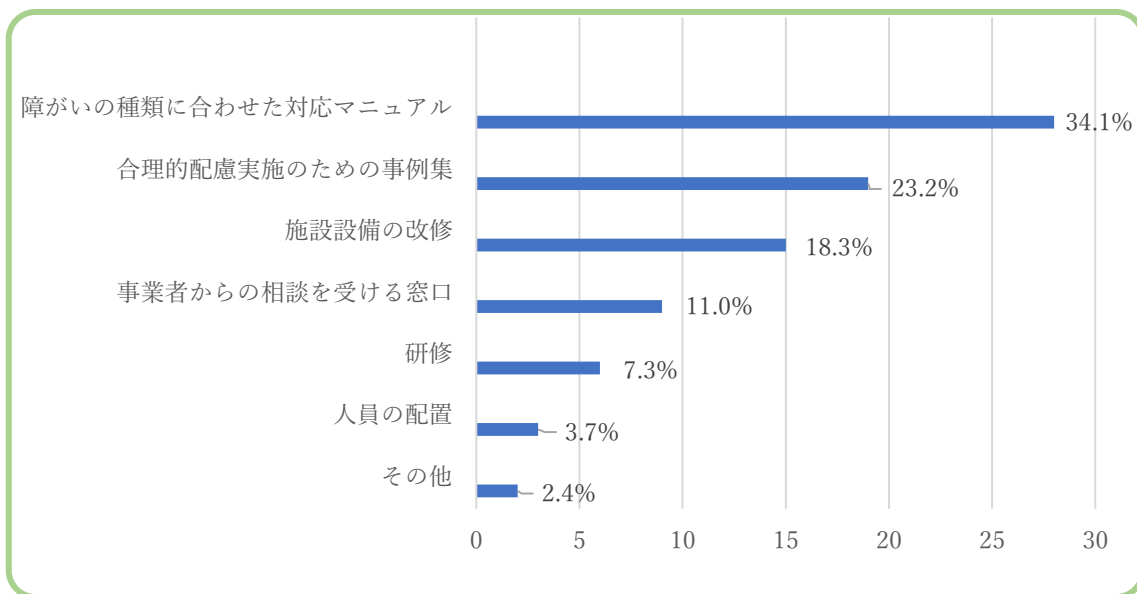
質問2. 障がい者への配慮（合理的配慮）の内容を知っていますか？

- ◎名前も内容も知っている 12件
- ◎名前は聞いたことがあるが内容は知らない 8件
- ◎聞いたこともない 16件



質問3. 障がい者への配慮（合理的配慮）を行うためには何が必要だと思われますか？  
（複数選択可）

- ◎障がいの種類に合わせた対応マニュアル 28件
- ◎合理的配慮実施のための事例集 19件
- ◎施設設備の改修 15件
- ◎事業者からの相談を受ける窓口 9件
- ◎研修 6件
- ◎人員の配置 3件
- ◎その他 2件



質問4. 障がい者への対応で困ったことや対応しなかったことはありますか？  
(原文のとおり)

|                         |        |   |
|-------------------------|--------|---|
| 身体障がい                   | 【美容室】  | 施設の関係上、エレベーターは途中までしか止まらず、入店には階段を登ることが必須である。そのため、入店を断ったケースもある。                         |
|                         | 【美容室】  | 店舗は階段で上がった2階。料金だけでは勝負できないため、足が悪い人には手伝えることもある。店側としては、正直手がかかる客はあまり入れたくない。               |
|                         | 【小売業】  | 介添え人が付く事が多く、あまり対応に困った事はない。  |
|                         | 【飲食業】  | 車いすの方は来られるが、特に困る事はないです。   |
|                         | 【飲食業】  | 一人で寿司屋を切り盛りしているため、介助する等客に触れることが困難である。   |
|                         | 【医療関連】 | 施設的特性上、障がい者へ配慮した設計（バリアフリー、障がい者駐車場、点字ブロック、多目的トイレ、筆談対応）をしています。すべてのニーズに応えらえるように工夫していきます。 |
| 知的障がい<br>発達障がい<br>精神障がい | 【小売業】  | 対応はしている。ただ理解力が乏しい場合があるので何度か来店いただく度に説明させていただきますが、本当にお分かりになったか不安になる事がある。                |

|         |            |   |
|---------|------------|---|
|         | 【小売業】      | 相手の言っている事が分からない、どう伝えれば良いか分からない。   |
|         | 【理容業】      | 顧客様の中にいます。施術中危険な事もある。   |
|         | 【食料品製造、販売】 | 工場では醤油仕込みに知的障がい者を雇用しており、昨年勤続10年で表彰を受けました。本人の待遇も健常者同等の扱いで、現在では現場に不可欠な人材です。 |
|         | 【教育関連】     | 授業を安定したペースで進められない。学生の進捗状況に差が出たときの対応。                                      |
|         | 【放送関連】     | 知的障がいの方が店頭で大声を出したりする場合に対処に困る事がある。   |
| 聴覚障がい   | 【小売業】      | 実際に難聴の方が来店されたが、筆談で対応し何も支障はなかった。   |
|         | 【飲食業】      | 出前の注文TELの時、聴覚障がいの方で困りました。   |
|         | 【スポーツ等施設業】 | 難聴者に対するレッスンの対応、説明等。   |
| 障がい種別なし | 【食料品製造、販売】 | 全く知識がないので、自分で考えお客様が何を要望されているのかを見極めている。研修等必要だと思う。                          |
|         | 【飲食業】      | 報告はない。  |

質問5. 上記設問以外でも困っている事やご要望等あれば、ご自由にご記載ください。  
(原文のとおり)

【小売業】障がい者の度合いによって、市からの補助申請(金)が違う為、店舗側だけの説明では限界がある。相談窓口、または分かる方と同伴いただけると助かる

【理容業】心も体調も良好な時に来店してほしい

【クリーニング、他サービス】障がい者にどこまで配慮すべきか、押し売りのようにならない為にはどうすべきか、ある程度のマニュアルがあるとよい

【飲食業】店側で受け入れしやすい環境への補助があれば、導入し、利用しやすくなると思う

【飲食業】施設設備上、階段しかない等建物自体のかだいなどもある

【食料品製造、販売】障がい者の方への対応が良かったのか?どのように評価されているのか?知りたいです。

【食料品製造、販売】本人の待遇も健常者同等の扱いで、現在では現場に不可欠な人材です。

# 町田市障がい者プラン21-26 重点施策における2022年度実績

町田市障がい者プラン21-26「第2章 町田市がとりくむこと」の「分野別の課題と施策」では、11の分野で「重点施策（実行プラン）」を定めています。  
この資料では、全20事業の2022年度の実績をまとめています。

## 評価基準

◎：目標以上進んでいる   ○：目標どおり進んでいる   △：目標を下回っている

## ＜実績まとめ＞

| ページ | 事業                                       | 2022年度評価 |
|-----|--|----------|
| P2  | 1 小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催                | ◎        |
| P3  | 2 障がいがある人の学習成果を発表する場の充実                  | ◎        |
| P4  | 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実                     | △        |
| P5  | 4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携 | ○        |
| P6  | 5 重い障がいのある人が利用できるグループホームのあり方の検討          | ○        |
| P7  | 6 既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施  | ○        |
| P8  | 7 障がいがある人の就労に関する実態調査                     | ◎        |
| P9  | 8 障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議           | ○        |
| P10 | 9 相談支援体制の強化                              | ○        |
| P11 | 10 課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援           | ○        |
| P12 | 11 短期入所事業所の基盤整備                          | ○        |
| P13 | 12 医療機関に対する障害者差別解消法の周知                   | ○        |
| P14 | 13 手話通訳の普及促進                             | ○        |
| P15 | 14 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業                  | ○        |
| P16 | 15 サービス・支援機関等の情報提供事業                     | ○        |
| P17 | 16 避難体制の充実                               | ○        |
| P18 | 17 障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定           | ◎        |
| P19 | 18 行政窓口における意思疎通の環境整備                     | ○        |
| P20 | 19 理解促進研修・啓発事業                           | ◎        |
| P21 | 20 支援人材対策事業                              | ○        |

|           |  |               |
|-----------|--|---------------|
| 重点施策<br>1 | 障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。                        | 計画冊子<br>17ページ |
| 事業名       | 小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催                              |               |
| 所管課       | 文化スポーツ振興部 スポーツ振興課<br>(2021年度 オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課) |               |
| 事業概要      | 市内の小中学校で、障がい者スポーツの体験教室キャラバンをおこないます。                  |               |

| 現状値                             | 目標値    |        |        |
|---------------------------------|--------|--------|--------|
| 2020年度                          | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
| 896人<br>(パラバドミントン<br>体験会参加予定人数) | 1,000人 | 1,000人 | 1,000人 |

| 実績報告                            |                      |   |                     |   |
|---------------------------------|----------------------|---|---------------------|---|
| 2022年度                          | 取り組み<br>内容           | パラバドミントン体験会を小山田南小学校、小山ヶ丘小学校、町田第三小学校、図師小学校、山崎小学校、南第三小学校、本町田小学校、小山中央小学校、金井小学校、成瀬中央小学校、小山小学校、南第三小学校、七国山小学校、小川小学校、高ヶ坂小学校の計15校、1,193名に対して実施しました。       |                     |   |
|                                 | 取り組んだ<br>ことによる<br>成果 | パラスポーツに対する児童の関心が高く、選手のプレーを直接観たリアクションや、体験会後の児童の声でも好意的な声が多くあがりました。また、障がいがある方でも車の運転が可能なことや車いすで乗り越えられる段差の実演を見ることで、障がい理解に繋がりました。                       |                     |   |
|                                 | 評価                   | ◎   | 評価の理由<br>※◎と△<br>のみ | 目標の1,000人を超える児童に対して体験会を開催できたほか、1クラス1時間だった体験会を2時間で実施した学校があるなど、パラスポーツの普及啓発や障がい理解のために内容を工夫できたため。 |
|                                 | 事業費                  | 1,124,000円  |                     |   |
| 2022年度の実績を<br>ふまえた2023年度の<br>課題 |                      | 2022年度は時間に余裕をもってパラバドミントンを体験してもらうため、試験的に1クラス2時間の実施を行いました。時間に余裕をもてる分、1クラス2時間実施を希望する学校が多かったため、より多くの学校で実施できるよう調整をし、パラスポーツの普及啓発や障がい理解の促進に繋げることが求められます。 |                     |   |
| 2023年度の実績を<br>ふまえた2024年度の<br>課題 |                      | 5月から小学校16校、計1,261名に対し、パラバドミントン体験会を実施予定です。   |                     |   |

|           |   |               |
|-----------|---|---------------|
| 重点施策<br>2 | 障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。  | 計画冊子<br>18ページ |
| 事業名       | 障がいがある人の学習成果を発表する場の充実   |               |
| 所管課       | 生涯学習部 生涯学習センター  |               |
| 事業概要      | 障がいがある人が、社会で生活しながら学び続けられるように、視覚や聴覚などの障がいに応じた学習プログラムを開発します。その上で、発表の場を設けることで障がいがある人の生涯学習を推進します。 |               |

| 現状値               | 目標値                            |                                |                                |
|-------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 2020年度            | 2021年度                         | 2022年度                         | 2023年度                         |
| 障がいに応じた学習プログラムの開発 | 障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施 | 障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施 | 障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施 |

| 実績報告                               |              |   |                 |  |
|------------------------------------|--------------|---|-----------------|--|
| 2022年度                             | 取り組み内容       | 視覚障がいのある人のための学習講座「みえない暮らしって？」を全6回開催しました。視覚障がい者のほか、仕事やボランティアで障がい者と接している方など30名が受講し、グループでの意見交換も活発に行いました。視覚障がい者の生活に役立つスマホアプリの紹介やFC町田ゼルビアの拠点施設でのレク、だれもが楽しめるスティックボール体験、そして盲目の双子姉妹によるピアノミニコンサートなど、バラエティにとんだプログラムでした。 |                 |  |
|                                    | 取り組んだことによる成果 | 講座の講師を視覚障がい者に依頼したことで障がいのある当事者の発表の場を設けることができました。また、毎回、障がいの有無にかかわらず、グループごとの活動や意見交換、発表を活発に行ったこともあって、参加者らは和やかな雰囲気での交流でき、講座修了後も参加者同士の繋がりが保たれ、友好が深まりました。  |                 |  |
|                                    | 評価           | ◎   | 評価の理由<br>※◎と△のみ | 講座では、グループ活動や意見交換、発表の時間を重視してきました。そのため、講師としても受講者としても障がいのある当事者の発表の場を充実させることができ、最終回の講座終了後の参加者アンケートでは、回答のあった17名中16名から「満足」との回答をいただくことができました。 |
|                                    | 事業費          | 110,000円  |                 |  |
| 2022年度の実績をふまえた2023年度の課題            |              | 引き続き、受講者募集が課題。2023年度は肢体不自由に関する講座を開講する予定ゆえ、情報をいかに当事者に届けられるか検討が必要です。また、車いすユーザーが多く受講することが予想されるため、移動手段について2022年度の視覚障がい者とは違う配慮が必要とされます。  |                 |  |
| 2023年度の実績をふまえた2023年度の取り組み内容・スケジュール |              | 障がいのある人のための講座第3弾として、肢体不自由の方を対象に後期に全4回実施します。今回も障がいの有無にかかわらず受講者を募集し、グループ活動、意見交換の場を大切にし、相互の理解、交流が深まるよう配慮します。義手や車いす当事者の話やFC町田ゼルビアの試合観戦、電動車いすサッカーの体験等を予定しています。   |                 |  |

|           |  |               |
|-----------|--|---------------|
| 重点施策<br>3 | 地域生活支援拠点等の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。   | 計画冊子<br>24ページ |
| 事業名       | 地域生活支援拠点等が有する機能の充実   |               |
| 所管課       | 地域福祉部 障がい福祉課   |               |
| 事業概要      | 地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。 |               |

| 現状値        | 目標値                         |                    |                    |
|------------|-----------------------------|--------------------|--------------------|
| 2020年度     | 2021年度                      | 2022年度             | 2023年度             |
| ①未設置<br>②- | ①地域生活支援<br>拠点等の設置<br>②年1回以上 | ①拠点機能の充実<br>②年1回以上 | ①拠点機能の充実<br>②年1回以上 |

| 実績報告                            |                      |  |                     |  |
|---------------------------------|----------------------|--|---------------------|--|
| 2022年度                          | 取り組み<br>内容           | 相談支援部会並びに障がい者支援センター連絡会において、地域生活支援拠点の町田市での役割とあり方を検討するとともに、面的整備の構築に向けてスケジュールを検討し、支援センターを受託する法人に地域生活支援拠点の指定について説明しました。                              |                     |  |
|                                 | 取り組んだ<br>ことによる<br>成果 | 障がい者支援センターを受託する法人の相談支援事業所の内、2事業所から申請を受け付け、地域生活支援拠点として指定しました。「緊急時予防・対応プラン」について、項目、運用方法を検討し、様式案を作成しました。  |                     |  |
|                                 | 評価                   | △  | 評価の理由<br>※◎と△<br>のみ | 障がい者支援センターを受託する法人から2事業所を地域生活支援拠点として指定しました。町田市障がい者施策推進協議会での、運用状況の検討ができませんでした。 |
|                                 | 事業費                  | -  |                     |  |
| 2022年度の実績を<br>ふまえた2023年度の<br>課題 |                      | 地域生活支援拠点のガイドラインをさらに充実させるとともに、仮称「まちだまるごとネットワーク」の名称を用いて、面的整備を「資源のネットワークにより整備していく」というイメージを周知します。支援センターネットワーク会議等で出された個別の課題を集約・整理して、政策課題とするルートを構築します。 |                     |  |
| 2023年度の実績<br>内容・スケジュール          |                      | 市内の相談支援事業所に対して、地域生活支援拠点の説明を行い、指定事業所を増やします。また、地域体制強化共同支援加算に係る受付の体制を整備します。   |                     |  |

|           |   |               |
|-----------|---|---------------|
| 重点施策<br>4 | 保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。   | 計画冊子<br>24ページ |
| 事業名       | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携  |               |
| 所管課       | 地域福祉部 障がい福祉課  |               |
| 事業概要      | 精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者が定期的に連携できるネットワーク会議を設置します。<br>会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。 |               |

| 現状値                   | 目標値                  |              |              |
|-----------------------|----------------------|--------------|--------------|
| 2020年度                | 2021年度               | 2022年度       | 2023年度       |
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場の検討 | 保健・医療・福祉関係者による会議体の設置 | 協議の実施<br>年2回 | 協議の実施<br>年2回 |

| 実績報告                    |              |  |                 |  |
|-------------------------|--------------|--|-----------------|--|
| 2022年度                  | 取り組み内容       | 町田市地域精神保健福祉連絡協議会の本会議（保健所主催）にて進捗報告をしました。また4月～9月にかけて市内に入院病棟がある4つの病院を訪問し、退院支援の取り組みについて確認し、今後の取り組みについて連携していくための意見交換をしました。10月（地域移行支援の事例の共有）と12月（病院での退院支援の取り組みについての共有）には専門部会（障がい福祉部会）を開催しました。保健所部会は、11月（治療中断になった患者への支援を検討）を開催しました。 |                 |  |
|                         | 取り組んだことによる成果 | 障がい福祉部会では、地域と病院の取り組み状況について共有しました。退院にあたり、サービスの幅の広がりや顔の見える関係ができました。退院支援の課題を病院、地域ともにフォローしながら、退院支援に取り組む連携が以前より円滑になってきています。   |                 |  |
|                         | 評価           | ○  | 評価の理由<br>※◎と△のみ |  |
|                         | 事業費          | 246,800円   |                 |  |
| 2022年度の実績をふまえた2023年度の課題 |              | 保健所部会、障がい福祉部会にて課題を検討しました。結論として地域で支援者同士の顔の見える関係づくり、地域での生活を支えるための連携が重要であると確認しました。継続的な課題共有の取り組みが連携をスムーズにすると考えられます。引き続き、課題を深く掘り下げていく方向です。  |                 |  |
| 2023年度の取り組み内容・スケジュール    |              | 今後も引き続き保健所と連携して検討を進めていきます。   |                 |  |



|           |  |               |
|-----------|--|---------------|
| 重点施策<br>5 | グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。   | 計画冊子<br>25ページ |
| 事業名       | 重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討（会議の実施）   |               |
| 所管課       | 地域福祉部 障がい福祉課   |               |
| 事業概要      | 重い障がいがある人の利用や高齢化を含めた多様なニーズに対応し、町田市内にグループホームを計画的に整備していくための検討をおこないます。町田市だけでなく、市内・市外の事業者や障がい者支援センター等と連携し、当事者のニーズ把握や事例等の収集をおこないながら検討を進めます。 |               |

| 現状値    | 目標値          |                |              |
|--------|--------------|----------------|--------------|
| 2020年度 | 2021年度       | 2022年度         | 2023年度       |
| —      | 会議体の設置に関する検討 | グループホームのあり方の検討 | 検討に基づいた施策の実施 |

| 実績報告                    |              |   |                 |  |
|-------------------------|--------------|---|-----------------|--|
| 2022年度                  | 取り組み内容       | 重度中心に受け入れを行っている市内グループホーム3箇所を見学し、現状や課題について聞き取りを行いました。聞き取り結果をふまえ、9月と1月にグループホームと市による意見交換会を開催しました。9月は3箇所のグループホーム、1月は6箇所のグループホームが参加しました。   |                 |  |
|                         | 取り組んだことによる成果 | グループホームの見学や9月の意見交換会の結果、グループホーム職員を確保できないことが大きな課題であることがわかりました。1月の意見交換会では、人材確保についてさらなる意見交換を行い、「法人内で中軽度のユニットの職員を配置転換しても重度対応ができない」、「次回の報酬改定でグループホームの給付費を手厚くする改定はなさそうであり、市による支援も必要ではないか」、「重度対応のために専門職を雇いたいが費用面で難しい」、「人材不足で派遣人材に頼りたい気持ちはあるが、重度対応の面では即戦力にならない」、「新卒職員を配置したことがあるが、1年もたなかった」、「医療連携の体制構築の難しさがある」、「地域生活支援としてのグループホーム制度がどうあるべきかの検討も必要ではないか」などの意見がありました。 |                 |  |
|                         | 評価           | ○   | 評価の理由<br>※◎と△のみ |  |
|                         | 事業費          | —   |                 |  |
| 2022年度の実績をふまえた2023年度の課題 |              | 重度中心に受け入れを行っているグループホームの事業者から多くの意見をいただきましたが、現状として課題への効果的な施策の策定には至っていません。重度対応のグループホーム等への入居に至っていない利用者が必要としているグループホームのニーズも調査する必要があります。  |                 |  |
| 2023年度 of 取り組み内容・スケジュール |              | 重度障がい者の通所する施設等に訪問して、利用者の考えやニーズの調査・収集・分析を行い、施策について検討していきます。  |                 |  |

|           |  |               |
|-----------|--|---------------|
| 重点施策<br>6 | 市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。  | 計画冊子<br>32ページ |
| 事業名       | 既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施  |               |
| 所管課       | 地域福祉部 障がい福祉課   |               |
| 事業概要      | 既存の事業所の活用により、重い障がいがある人の日中活動の場の確保を進めていきます。具体的には、①重い障がいがある人を受け入れている日中活動系事業所の事例を収集し、好事例集としてまとめ、市内事業所への共有や新たな事業所の参入を促進するツールとしての活用をおこないます。また、②特に重い障がいがある人を対象とした事業所への支援施策のあり方を検討します。 |               |

| 現状値    | 目標値                     |                                |                           |
|--------|-------------------------|--------------------------------|---------------------------|
| 2020年度 | 2021年度                  | 2022年度                         | 2023年度                    |
| —      | ①好事例の収集<br>②事業所の運営課題の把握 | ①好事例集の活用に向けた検討<br>②事業所の運営課題の分析 | ①好事例集の活用<br>②事業所支援のあり方の検討 |

| 実績報告                    |  |   |                 |  |
|-------------------------|--|---|-----------------|--|
| 2022年度                  | 取り組み内容   | 2021年度に行った検討を踏まえ、進路元となる町田の丘学園や市内9か所の生活介護施設を訪問し、重い障がいがある人がどのように施設探しを行っているか、また、各施設での受け入れの課題や対応事例等について聞き取りを行いました。<br>聞き取り内容を整理し、取り上げられることが多かった人材・支援・施設整備の3つの視点で分類し、各施設で抱える課題と好事例が対応する形での事例集としてまとめました。  |                 |  |
|                         | 取り組んだことによる成果   | <ul style="list-style-type: none"> <li>町田の丘学園へのヒアリングにより、進路先になる生活介護施設に対して求めているものを把握することができました。</li> <li>重い障がいがある方の支援に限定しないヒアリング結果が得られたことで、施設で行っている好事例を数多く収集することができました。</li> <li>既存の施設および新規参入を目指す事業者の運営の参考ツールとして情報共有できるものになりました。</li> </ul> |                 |  |
|                         | 評価   | ○   | 評価の理由<br>※◎と△のみ |  |
|                         | 事業費  | —   |                 |  |
| 2022年度の実績をふまえた2023年度の課題 | 事例集としてまとめたものを、どのように展開し、重い障害がある人の利用できる日中活動の場の確保につなげていくかが課題となります。課題解決につながる方法を検討しながら活用していきます。 |   |                 |  |
| 2023年度の実績内容・スケジュール      | 好事例集を活用するとともに、引き続き事業所支援のあり方を検討していきます。  |   |                 |  |

|           |  |               |
|-----------|--|---------------|
| 重点施策<br>7 | 障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。  | 計画冊子<br>33ページ |
| 事業名       | 障がいがある人の就労に関する実態調査   |               |
| 所管課       | 地域福祉部 障がい福祉課   |               |
| 事業概要      | 実態調査（2019年度・暮らしの状況・生活の困り事に関する調査）では、障害福祉サービス未利用者の就労支援のニーズが高いこと、一般企業で働く障がいがある人が仕事や収入の面で差別や偏見を感じていることがわかりました。<br>そこで、障がいがある人と企業や公的機関に対して障がい者雇用に関する調査をおこない、一般就労と職場定着のために必要とされていることについて把握します。 |               |

| 現状値    | 目標値    |         |         |
|--------|--------|---------|---------|
| 2020年度 | 2021年度 | 2022年度  | 2023年度  |
| —      | 調査内容検討 | 調査実施・分析 | 調査結果の活用 |

| 実績報告                    |              |   |                 |  |
|-------------------------|--------------|---|-----------------|--|
| 2022年度                  | 取り組み内容       | 6月～7月に、町田市障がい者就労・生活支援センター等の利用者調査と企業調査を実施し、現状を分析した結果を報告書にまとめました。<br>さらに、企業調査の結果をもとに、11月～12月にかけて3事業所に企業ヒアリングを実施しました。  |                 |  |
|                         | 取り組んだことによる成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>町田市障がい者就労・生活支援センター等の利用者調査では、センターの支援方法についての良い点と課題点を多数収集することができました。</li> <li>企業調査の結果から「仕事の切出し」をテーマに企業ヒアリングを行いました。ヒアリング結果を好事例としてまとめ、配布しやすいようパンフレットを製作しました。</li> </ul> |                 |  |
|                         | 評価           | ◎   | 評価の理由<br>※◎と△のみ | 当初予定していた調査報告書の作成に留まらず、企業ヒアリングの結果については活用を見据えてパンフレットを製作することができました。 |
|                         | 事業費          | 290,180円  |                 |  |
| 2022年度の実績をふまえた2023年度の課題 |              | 2022年度にまとめた「就労に関する実態調査」やパンフレットの活用策を検討し、実行していく必要があります。   |                 |  |
| 2023年度 of 取り組み内容・スケジュール |              | 上半期 センターや企業の課題の整理、パンフレットの活用策の検討<br>実態調査の結果を踏まえた後期計画の検討<br>下半期 活用策の実行  |                 |  |

|           |   |               |
|-----------|---|---------------|
| 重点施策<br>8 | 障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。  | 計画冊子<br>33ページ |
| 事業名       | 障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議  |               |
| 所管課       | 地域福祉部 障がい福祉課  |               |
| 事業概要      | 障がい者就労・生活支援センター等の支援機関では、地域の障がい者支援センターやハローワーク、障害福祉サービス事業所、特別支援学校など、様々な機関と連携をとりながら支援をおこなっています。各機関との連携を強化するために、会議を活用して情報共有のあり方や支援のつなぎ方のルールの検討などをおこない、支援力の向上を目指します。 |               |

| 現状値    | 目標値     |        |        |
|--------|---------|--------|--------|
| 2020年度 | 2021年度  | 2022年度 | 2023年度 |
| —      | 会議体制の検討 | 会議1回   | 会議2回   |

| 実績報告                    |              |   |                 |
|-------------------------|--------------|---|-----------------|
| 2022年度                  | 取り組み内容       | 11月15日に「一般就労に関する支援機関連絡会」を集合形式で開催し、障がい者就労・生活支援センターりんく・レッツ、就労移行・定着支援事業所11箇所、計画相談機能を持つ障がい者支援センター3箇所が参加しました。生活面での支援における課題事例について、りんく、レッツを中心とした「自分の事業所ではどうするか」「どんな視点での支援策が必要か」といった切口でのグループディスカッションを実施し、事業所間で共有しました。 |                 |
|                         | 取り組んだことによる成果 | 「一般就労に関する支援機関連絡会」を1回開催し、目標値を達成できました。連絡会の満足度（満足、やや満足、やや不満、不満の4段階評価）は、参加16団体中11団体が満足、残りの5団体がやや満足との回答をいただきました。参加者アンケートでは、色々な支援機関の立場から事例について話し合いが行えてよかった、顔を合わせてのグループワークは意義があったなどのご意見がありました。                       |                 |
|                         | 評価           | ○   | 評価の理由<br>※◎と△のみ |
|                         | 事業費          | —   |                 |
| 2022年度の実績をふまえた2023年度の課題 |              | 就労希望者はさらに増加しており、障がい者就労・生活支援センターを中心とした支援機関や事業所等のより強固な連携体制が望まれます。また、参加者アンケートでは、意見交換をしたい他機関（他サービスや企業、社協、特別支援学校、医療機関等）や希望するテーマ（他機関とのさらなる連携、リワーク、短時間労働等）について意見があったため、2023年度の内容を検討するにあたり参考にしていきます。                  |                 |
| 2023年度 of 取り組み内容・スケジュール |              | 毎月実施している「障がい者就労・生活支援センター連絡会」の中で、2023年度の開催時期（夏、秋の2回）や内容を検討します。センター連絡会で2022年度の振り返りを行った後、必要に応じて他の機関も参加いただくための調整等を行います。   |                 |

|           |  |               |
|-----------|--|---------------|
| 重点施策<br>9 | 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。  | 計画冊子<br>40ページ |
| 事業名       | 相談支援体制の強化  |               |
| 所管課       | 地域福祉部 障がい福祉課   |               |
| 事業概要      | 町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図ります。 |               |

| 現状値                                      | 目標値                                      |  |  |
|--|--|--|--|
| 2020年度                                   | 2021年度                                   | 2022年度                                   | 2023年度                                   |
| 市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回 | 市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回 | 市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回 | 市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回 |

| 実績報告                    |   |  |                 |  |
|-------------------------|---|--|-----------------|--|
| 2022年度                  | 取り組み内容  | 年3回連絡会を開催しました。6月24日の研修会では、社会福祉法人を運営している学識経験者を講師として研修会を開き、障がい者への重層型支援や地域共生社会に向けた包括的課題についての講演会と、包括的な支援が必要なケースとして、80・50問題等をテーマに相談支援従事者とグループワークを行いました。11月28日と1月31日には事例検討会を実施しました（児童、知的障がい、知的障がいの方の緊急時の3事例）。    |                 |  |
|                         | 取り組んだことによる成果  | 今まで支援したことがない障がい種別や緊急時についての相談事例を共有することで、相談の幅が広がりました。緊急時や80・50問題に対する課題について情報を共有したことで、「通常時から緊急時を想定した計画の策定やサービスの利用をしていくことの大切さを再確認できた」との声が聞かれました。また、リモートではありましたが、各相談事業所が様々な視点から活発に情報交換・事例検討を行い、相談能力の向上につながりました。 |                 |  |
|                         | 評価  | ○  | 評価の理由<br>※◎と△のみ |  |
|                         | 事業費   | —  |                 |  |
| 2022年度の実績をふまえた2023年度の課題 | コロナ禍でリモート開催となり、利便性は向上しましたが、対面開催を希望する声も上がっています。開催方法について検討していきます。 |  |                 |  |
| 2023年度の取り組み内容・スケジュール    | 年3回の連絡会を開催予定です。1回目は6月に研修会を開催します。                                |  |                 |  |

|            |  |               |
|------------|--|---------------|
| 重点施策<br>10 | 課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。  | 計画冊子<br>41ページ |
| 事業名        | 課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援  |               |
| 所管課        | 地域福祉部 障がい福祉課（2021年度 ひかり療育園）  |               |
| 事業概要       | 80・50問題に象徴されるような、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている障がいがある人・家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、その他関係機関が連携して、相談支援活動を行う事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家族が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。<br>事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態把握、②個別訪問を含めた相談支援活動の実施、といったとりくみについて、段階的・継続的におこなっていくこととなります。 |               |

| 現状値                       | 目標値           |                    |                    |
|---------------------------|---------------|--------------------|--------------------|
| 2020年度                    | 2021年度        | 2022年度             | 2023年度             |
| ひかり療育園訪問事業における個別ケースへの訪問支援 | ①調査方法検討<br>②－ | ①調査の実施<br>②相談支援の実施 | ①調査の実施<br>②相談支援の実施 |

| 実績報告                    |              |   |                 |  |
|-------------------------|--------------|---|-----------------|--|
| 2022年度                  | 取り組み内容       | 3障がいのうち、自分から必要な支援を求めることが困難であり、孤立化のリスクが最も高いと考えられる知的障がい者を対象に調査を実施することとしました。市内在住の18歳以上65歳未満の愛の手帳所持者のうち、障がい福祉に関する制度等を利用しておらず、必要な情報を得ることに支援が必要と考えられる方177人を調査対象としました。市役所より電話調査を行うという内容の通知文を事前に郵送して周知を行い、町田市全域を3つに分け10月・11月・12月に電話調査を実施することにしました。現在の生活状況や就労状況、年金受給の有無、困っていることや不安なことなどの調査を実施しました。担当間の情報共有会議を定期的の実施し、緊急対応の必要性を評価してグループ化を行いました。 |                 |  |
|                         | 取り組んだことによる成果 | 電話調査後、必要に応じた訪問（9人）や必要な機関へと繋げる事が出来ました。また、現在も相談を受けたり、手続きの手伝いを継続して行っています（57人）。通知文を読み「相談内容を考えた」という人、「何処とも繋がりがなく不安だったが、いつでも相談が出来る場所が分かって安心した」という人がいました。  |                 |  |
|                         | 評価           | ○   | 評価の理由<br>※◎と△のみ |  |
|                         | 事業費          | －   |                 |  |
| 2022年度の実績をふまえた2023年度の課題 |              | 緊急対応の必要性を評価してグループ化を行いました。必要度に応じて継続的な電話連絡を行い、状況確認や必要な機関への引継ぎを行います。   |                 |  |
| 2023年度の実績課題を継続して行います。   |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>2023年度上期は、身体手帳所持者について、調査対象者・調査内容を明確にする予定です。</li> <li>2023年度中旬は、書面調査を実施する予定です。</li> <li>2023年度下期は、必要に応じた訪問調査を実施する予定です。</li> </ul>   |                 |  |

|            |  |               |
|------------|--|---------------|
| 重点施策<br>11 | 障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。  | 計画冊子<br>46ページ |
| 事業名        | 短期入所事業所の基盤整備   |               |
| 所管課        | 地域福祉部 障がい福祉課   |               |
| 事業概要       | 短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。前計画期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。自宅から短時間の移動で利用できる、身近な場所のサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。 |               |

| 現状値                 | 目標値    |        |        |
|---------------------|--------|--------|--------|
| 2020年度              | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
| 施設開設相談時における<br>開設促進 | 実施     | 実施     | 実施・検証  |

| 実績報告                            |                      |  |                     |
|---------------------------------|----------------------|--|---------------------|
| 2022年度                          | 取り組み<br>内容           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所事業所2箇所にてヒアリングを実施しました。</li> <li>・町田市ホームページの事業者向けページに、短期入所のニーズがあることを記載しました。</li> <li>・グループホームの開設相談時に、町田市として短期入所施設の新規開設を求めていることを伝え、短期入所施設の必要性の理解を推進しました。</li> </ul>             |                     |
|                                 | 取り組んだ<br>ことによる<br>成果 | 短期入所の開設や増床の相談が4件ありました。グループホーム開設相談事業者に、短期入所の必要性について一定の理解は得られているものと認識しています。  |                     |
|                                 | 評価                   | ○  | 評価の理由<br>※◎と△<br>のみ |
|                                 | 事業費                  | —  |                     |
| 2022年度の実績を<br>ふまえた2023年度の<br>課題 |                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリングを行った事業所は2事業所とも稼働率が比較的高かったため、稼働率の低い事業所の状況を分析するとともに、利用ニーズについて改めて検証する必要があります。</li> <li>・2022年度に相談があった4件については、2022年度中に開設、増床に至っていません。そのため、短期入所受入数については前年度からの増減はありません。</li> </ul> |                     |
| 2023年度の取組み<br>内容・スケジュール         |                      | 他サービスの開設相談があった際には、引き続き、短期入所の開設促進に取り組めます。   |                     |

|            |   |               |
|------------|---|---------------|
| 重点施策<br>12 | 障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。 | 計画冊子<br>48ページ |
| 事業名        | 医療機関に対する障害者差別解消法の周知   |               |
| 所管課        | 保健所 保健総務課   |               |
| 事業概要       | 医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法の周知や合理的配慮への理解を求めています。      |               |

| 現状値    | 目標値    |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
| 実施     | 実施     | 実施     | 実施     |

| 実績報告                    |              |   |                 |  |
|-------------------------|--------------|---|-----------------|--|
| 2022年度                  | 取り組み内容       | 診療所25件、施術所18件に対し、厚生労働省「平成29年度障害者総合福祉推進事業」の一環として発行されたパンフレット「医療機関における障害者への合理的配慮事例集」を活用し、パンフレットに掲載されている“配慮のエピソード”の一例を紹介しながら合理的配慮への理解を求めました。<br>(例：「肢体不自由の方に対し、受付係員がカウンターの外に出て対応」、「視覚障害のある方に対し、事務職員が代わりに記入」等) |                 |  |
|                         | 取り組んだことによる成果 | 保健所の説明に対し、医療機関側からの質問等は特段ありませんが、医療機関の反応から、一定の理解は得られているものと認識しています。  |                 |  |
|                         | 評価           | ○   | 評価の理由<br>※◎と△のみ |  |
|                         | 事業費          | —   |                 |  |
| 2022年度の実績をふまえた2023年度の課題 |              | 法の目的や主旨に関する説明が記載されたA4版1枚程度の簡単なパンフレットがあるとより周知がしやすいですが、立入検査には時間的な制約もあり、現状以上の対応を行うのは難しい状況です。引き続き医療機関の理解が得られるよう、丁寧な説明を心掛けたいと思います。   |                 |  |
| 2023年度 of 取り組み内容・スケジュール |              | 引き続き、医療機関への立入検査の機会を利用し、配布物を活用した法に基づく合理的配慮への理解を求めています。   |                 |  |



|            |  |               |
|------------|--|---------------|
| 重点施策<br>13 | 市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所<br>で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度や<br>ツールなどの普及啓発をおこないます。   | 計画冊子<br>52ページ |
| 事業名        | 手話通訳の普及促進  |               |
| 所管課        | 地域福祉部 障がい福祉課   |               |
| 事業概要       | 2018年に施行された「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」に<br>より、東京都内では、事業者の合理的配慮の提供が義務化されています。<br>聴覚障がいがある人が手話通訳を必要とする場合には、市から各事業者に対し、手話通訳<br>者の設置を要請しています。これまで要請の対象を警察や裁判所、学校、病院など人権や<br>生命にかかわる機関に限定していましたが、金融機関、商業施設などにも範囲を広げ手話<br>通訳者の設置を要請していきます。 |               |

| 現状値      | 目標値      |        |        |
|----------|----------|--------|--------|
| 2020年度   | 2021年度   | 2022年度 | 2023年度 |
| 一部の機関に実施 | 範囲を広げて実施 | 継続実施   | 継続実施   |

| 実績報告                            |                      |  |                     |
|---------------------------------|----------------------|--|---------------------|
| 2022年度                          | 取り組み<br>内容           | 各事業者や依頼者から4件の派遣依頼の相談があったため、東京都の差別解<br>消条例の主旨や内容を伝え、各事業者に情報保障の義務があることを理解し<br>ていただけるよう説明しました。  |                     |
|                                 | 取り組んだ<br>ことによる<br>成果 | 各事業者や依頼者には東京都の差別解消条例の主旨や内容を伝えるととも<br>に、内容や状況によって筆談やUDトーク、耳の聞こえない方との連絡方法<br>として電話リレーサービス等についても情報保障の手段となることを案内す<br>ることで、聴覚障がいがある方より様々な場所での円滑なコミュニケー<br>ションの確保を図りました。 |                     |
|                                 | 評価                   | ○  | 評価の理由<br>※◎と△<br>のみ |
|                                 | 事業費                  | —  |                     |
| 2022年度の実績を<br>ふまえた2023年度の<br>課題 |                      | 情報保障として、手話通訳者の派遣だけでなく筆談やUDトーク等のツール<br>があることについて理解が広がっていないため、より周知を図っていきます。  |                     |
| 2023年度の取組み<br>内容・スケジュール         |                      | 今後も事業者側に合理的配慮の義務があるものに関しては、事業者側で情報<br>保障を行ってほしい旨の案内をしていきます。  |                     |

|            |   |               |
|------------|---|---------------|
| 重点施策<br>14 | 発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。  | 計画冊子<br>53ページ |
| 事業名        | 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業  |               |
| 所管課        | 地域福祉部 福祉総務課   |               |
| 事業概要       | だれもが必要なときに必要な情報を得られるよう、職員向けに情報発信のルールをまとめたマニュアル「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」等を活用し、さらなる職員の意識醸成を図ります。また、本取組を通じて、市民等に「情報発信のバリアフリー化」のとりくみを広く情報提供できるよう検討をすすめます。 |               |

| 現状値    | 目標値       |                              |                            |
|--------|-----------|------------------------------|----------------------------|
| 2020年度 | 2021年度    | 2022年度                       | 2023年度                     |
| 職員への周知 | 職員への周知を促進 | 職員への周知を促進・市民等への本取組の情報提供方法を検討 | 職員への周知を促進・市民等への本取組の情報提供を実施 |

| 実績報告                    |              |  |                 |
|-------------------------|--------------|--|-----------------|
| 2022年度                  | 取り組み内容       | 4月の新規採用職員研修において、新規採用職員56名に対し情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインを説明し、意識醸成を図りました。また、2022年度に策定した「まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）」では、「情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進」を重点事業とし、「情報発信のバリアフリー化」の取組の周知を積極的に行うよう位置づけました。 |                 |
|                         | 取り組んだことによる成果 | 新規採用職員研修により、新規採用職員が市職員として情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組めるよう業務におけるルールを周知し、意識づけをすることができました。また、「まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）」内で「情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進」を重点事業に位置づけ、関係部署へ啓発意識を高めることができました。      |                 |
|                         | 評価           | ○  | 評価の理由<br>※◎と△のみ |
|                         | 事業費          | —  |                 |
| 2022年度の実績をふまえた2023年度の課題 |              | 新規採用職員だけでなく市職員全体への周知方法を検討・促進するほか、市民等への「情報発信のバリアフリー化」の積極的な周知を行うため、市民・事業者向けの情報バリアフリー啓発冊子である「情報バリアフリーハンドブック」及び「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」の全面改訂に取り組む必要があります。   |                 |
| 2023年度 of 取組み内容・スケジュール  |              | 町田市福祉のまちづくり推進協議会を開催し、市民・事業者向けの情報バリアフリー啓発冊子である「情報バリアフリーハンドブック」及び「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」の全面改訂の内容検討を行い、素案を作成します。  |                 |

|            |   |               |
|------------|---|---------------|
| 重点施策<br>15 | 障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。 | 計画冊子<br>53ページ |
| 事業名        | サービス・支援機関等の情報提供事業   |               |
| 所管課        | 地域福祉部 障がい福祉課  |               |
| 事業概要       | 障がい福祉課での手続きの際に、利用可能なサービスや支援機関等の案内を配布します。                            |               |

| 現状値    | 目標値         |        |        |
|--------|-------------|--------|--------|
| 2020年度 | 2021年度      | 2022年度 | 2023年度 |
| 限定的な実施 | 対象者拡大の検討・実施 | 継続実施   | 継続実施   |

| 実績報告                            |                      |   |                     |
|---------------------------------|----------------------|---|---------------------|
| 2022年度                          | 取り組み<br>内容           | 精神障がい者の手帳の交付、自立支援医療（精神通院）の申請手続きの際に配布するチラシについて、精神障がい用の案内の表現を検討し、作成しました。  |                     |
|                                 | 取り組んだ<br>ことによる<br>成果 | 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）の窓口受付の際に、サービスについての質問に対してチラシを用いて説明を行います。また、手帳の新規取得者、転入者に対しては、手帳受取に関する通知の際に封入し、障害福祉サービスを周知することができました。 |                     |
|                                 | 評価                   | ○   | 評価の理由<br>※◎と△<br>のみ |
|                                 | 事業費                  | —   |                     |
| 2022年度の実績を<br>ふまえた2023年度の<br>課題 |                      | 引き続きチラシを使った周知を継続し、効果を検証します。   |                     |
| 2023年度の取り組み<br>内容・スケジュール        |                      | 検証結果をもとに、内容をブラッシュアップします。さらに、周知の方法を検討します。  |                     |

|            |   |               |
|------------|---|---------------|
| 重点施策<br>16 | 障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。  | 計画冊子<br>58ページ |
| 事業名        | 避難体制の充実   |               |
| 所管課        | 防災安全部 防災課   |               |
| 事業概要       | 2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」は、日本各地で甚大な被害をもたらした。町田市でも3,000人を超える避難者が発生しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、避難施設における感染症対策が急務となっています。避難施設開設数や配置を見直し、一般の避難施設における感染症対策を実施するとともに、障がいがある人の滞在スペースを確保するなど、避難体制の充実にとりくみます。 |               |

| 現状値                     | 目標値  |  |  |
|-------------------------|--|--|--|
| 2020年度                  | 2021年度   | 2022年度   | 2023年度   |
| 避難体制充実のためのモデルマニュアル策定、周知 | 他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正 | 他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正 | 他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正 |

| 実績報告                    |              |   |                 |  |
|-------------------------|--------------|---|-----------------|--|
| 2022年度                  | 取り組み内容       | 具体的な要配慮者の滞在スペースについて定めた避難施設データベースを、各避難施設開設・運営担当対策部及び町田市指定職員と周知・情報共有を図りました。加えて、地域との接点である避難施設関係者連絡会を70避難施設で開催し、自主防災組織等の地域住民へ周知・情報共有しました。また、障がいがある人やその保護者、学校関係者に向けた防災講話を通じて、周知・情報共有を行いました。                              |                 |  |
|                         | 取り組んだことによる成果 | 町田市風水害時避難施設開設・運営モデルマニュアル及び町田市避難施設感染症防止対策マニュアルや具体的な要配慮者の滞在スペースについて定めた避難施設データベースを、各避難施設開設・運営担当対策部及び町田市指定職員と共有することで、円滑な避難施設の開設・運営を図ることができました。また、障がいがある人やその保護者、学校関係者に向けた防災講話（2回）や防災懇談会（1回）を通じて、障がい当事者との意見交換を行うことができました。 |                 |  |
|                         | 評価           | ○   | 評価の理由<br>※◎と△のみ |  |
|                         | 事業費          | —   |                 |  |
| 2022年度の実績をふまえた2023年度の課題 |              | 障がいがある人や、自主防災組織等の地域住民への周知・情報共有のほか、避難施設で生活するうえでの合理的な配慮の提供が求められています。  |                 |  |
| 2023年度 of 取り組み内容・スケジュール |              | 引き続き、地域との接点である避難施設関係者連絡会及び開設訓練を実施し、自主防災組織等の地域住民へ周知・情報共有します。また、障がいがある人やその保護者、学校関係者に向けた防災講話や防災懇談会を通じて、周知・情報共有を行います。   |                 |  |

|            |   |               |
|------------|---|---------------|
| 重点施策<br>17 | 障がい者差別を解消するための条例を制定します。   | 計画冊子<br>63ページ |
| 事業名        | 障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定   |               |
| 所管課        | 地域福祉部 障がい福祉課  |               |
| 事業概要       | 障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を踏まえた町田市の条例を制定します。 |               |

| 現状値    | 目標値              |                     |                      |
|--------|------------------|---------------------|----------------------|
| 2020年度 | 2021年度           | 2022年度              | 2023年度               |
| —      | 条例制定に向けた<br>情報収集 | 条例の検討体制等<br>についての検討 | 条例検討・制定<br>※2024年度施行 |

| 実績報告                            |                      |   |   |
|---------------------------------|----------------------|---|---|
| 2022年度                          | 取り組み<br>内容           | 「町田市障がい者差別解消条例検討ワーキンググループ」を3回開催し、（仮称）町田市障がい者差別解消条例の骨子案を作成しました。また、条例を制定するにあたり、障がいを理由とした差別の実態を把握するため、障がい当事者団体、障がい児者親の会、障がい者福祉施設、特別支援学校など21の代表団体に差別事例の収集を目的としたアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。 |   |
|                                 | 取り組んだ<br>ことによる<br>成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>（仮称）町田市障がい者差別解消条例の骨子案をまとめました。</li> <li>障がいを理由とした差別事例アンケート及びヒアリング調査の結果、552通の回答をいただき、612件の事例を収集することができました。</li> </ul>                          |   |
|                                 | 評価                   | ◎   | 評価の理由<br>※◎と△<br>のみ<br>差別事例アンケートの実施や町田市障がい者差別解消条例検討ワーキンググループでの意見交換などにより、障がい者差別に関する知識を深めることができました。また、予定を前倒して2022年度から条例の検討を進めました。 |
|                                 | 事業費                  | —   |   |
| 2022年度の実績を<br>ふまえた2023年度の<br>課題 |                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>まとめた（仮称）町田市障がい者差別解消条例の骨子案や、収集した差別事例を基に、条例内容の検討を進めていきます。</li> <li>条例施行後の条例周知や障がいへの理解促進、普及啓発の取り組みが課題となります。</li> </ul>                          |   |
| 2023年度の取組み<br>内容・スケジュール         |                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>（仮称）障がい者差別解消条例検討部会（全5回）を開催し、2024年4月の条例施行に向けて内容検討を行います。</li> <li>条例施行後の条例周知や障がいへの理解促進、普及啓発の取り組みについて検討します。</li> </ul>                          |   |

|            |  |               |
|------------|--|---------------|
| 重点施策<br>18 | 障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。              | 計画冊子<br>66ページ |
| 事業名        | 行政窓口における意思疎通の環境整備  |               |
| 所管課        | 地域福祉部 障がい福祉課   |               |
| 事業概要       | 聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口<br>に手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。 |               |

| 現状値                             | 目標値                             |                                 |                                 |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 2020年度                          | 2021年度                          | 2022年度                          | 2023年度                          |
| 市役所の他部署の<br>窓口に160件<br>手話通訳者を派遣 | 市役所の他部署の<br>窓口に170件<br>手話通訳者を派遣 | 市役所の他部署の<br>窓口に180件<br>手話通訳者を派遣 | 市役所の他部署の<br>窓口に190件<br>手話通訳者を派遣 |

| 実績報告                            |                      |  |                     |  |
|---------------------------------|----------------------|--|---------------------|--|
| 2022年度                          | 取り組み<br>内容           | 市役所の他部署窓口へ181件手話通訳者を派遣しました。<br>障がい福祉課に会計年度任用職員として手話通訳者を配置し、当該通訳者が<br>不在の際には代替の手話通訳者を配置します。   |                     |  |
|                                 | 取り組んだ<br>ことによる<br>成果 | 他部署窓口における聴覚障がいがある人の情報保障として年間181件の窓口<br>での通訳を行うことで、聴覚障がいがある人の日常生活上の円滑なコミュニ<br>ケーションの確保に努めました。 |                     |  |
|                                 | 評価                   | ○  | 評価の理由<br>※◎と△<br>のみ |  |
|                                 | 事業費                  | —  |                     |  |
| 2022年度の実績を<br>ふまえた2023年度の<br>課題 |                      | 今後も情報保障として障がい福祉課に手話通訳者を常駐させるとともに、<br>UDトークや筆談などの情報保障手段の周知に努めていきます。                           |                     |  |
| 2023年度の取組み<br>内容・スケジュール         |                      | 今後も、聴覚障がいがある人からのご依頼及び担当課からの依頼があれば通<br>訳者を派遣していきます。<br>通訳者の派遣依頼の留意事項について、他部署への周知を行います。        |                     |  |

|            |  |               |
|------------|--|---------------|
| 重点施策<br>19 | 市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。                          | 計画冊子<br>69ページ |
| 事業名        | 理解促進研修・啓発事業  |               |
| 所管課        | 地域福祉部 障がい福祉課   |               |
| 事業概要       | 障がいがある人や障がい者差別に関する法律等の理解を促進するために、講演会や研修の開催、印刷物の作成・配布など、あらゆる機会・媒体を通じた啓発活動をおこないます。 |               |

| 現状値    | 目標値    |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
| 実施     | 実施     | 実施     | 実施     |

| 実績報告                    |  |  |                 |  |
|-------------------------|--|--|-----------------|--|
| 2022年度                  | 取り組み内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月20日に障がい理解促進啓発事業として市民フォーラムホールにて「NHKドラマ『しずかちゃんとパパ』から見える世界～聞こえない人もいるこの街で～」をNHKと共催で開催しました。</li> <li>・広報まちだ12月1日号の1・2面に障がい者スポーツ大会（11月3日開催）の紹介や合理的配慮の提供事例等の記事を掲載しました。</li> <li>・障害者週間（12月5日から9日まで）にあわせて市庁舎1階イベントスタジオで市内の障がい福祉施設で制作された絵画や陶芸品などを展示する「みんな笑顔の展覧会」を開催しました。</li> <li>・12月9日から1月11日まで、中央図書館5階にて障がいに関する図書を展示しました。</li> <li>・12月12日から12月23日まで、町田市全職員（会計年度任用職員・学校含む）を対象として、障がい理解に関するe-ラーニングを実施しました。</li> </ul> |                 |  |
|                         | 取り組んだことによる成果   | イベント、広報まちだ、図書館での図書展示や職員向けe-ラーニングを実施するなど様々な方法で障がい理解促進啓発活動を行いました。NHK共催イベントでは参加者アンケートの91%が「満足」「やや満足」との評価を得ることができ、イベントを通じて障がい理解の促進啓発ができました。また、町田市職員を対象としてe-ラーニングを実施したことで、職員にも障がいに関する理解促進を図ることができました。回答率はほぼ100%でした（e-ラーニング非対応環境の職場もあったため）。  |                 |  |
|                         | 評価   | ◎  | 評価の理由<br>※◎と△のみ | 障がい理解啓発に係る市のイベントをNHKと共催するのは全国的に初めての取り組みであり、NHK番組と自治体が共催する先駆けとなりました。当該イベントには市内の中学生も参加し、理解啓発に繋がりました。 |
|                         | 事業費  | 171,429円   |                 |  |
| 2022年度の実績をふまえた2023年度の課題 | 町田市における（仮称）障がい者差別解消条例の検討状況等も含め、市民だけでなく、市職員においてもこれまで以上に障がい理解を推進する必要があります。   |  |                 |  |
| 2023年度 of 取り組み内容・スケジュール | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい理解に関する啓発を目的とした講演会・イベント等を年2回開催する予定です。</li> <li>・外部講師による職員向けの障がい理解研修を実施予定です。</li> </ul> |  |                 |  |

|            |  |               |
|------------|--|---------------|
| 重点施策<br>20 | 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保・育成等につながるとりくみの実施に向け検討します。                       | 計画冊子<br>69ページ |
| 事業名        | 支援人材対策事業   |               |
| 所管課        | 地域福祉部 障がい福祉課   |               |
| 事業概要       | 支援人材の確保のための方策を検討します。また質の高い支援のための人材育成につながるとりくみについて、事業所や関係機関をまじえた事業内容の検討をおこないます。 |               |

| 現状値    | 目標値                 |            |        |
|--------|---------------------|------------|--------|
| 2020年度 | 2021年度              | 2022年度     | 2023年度 |
| —      | 方策と事業内容の<br>検討体制の準備 | 方策と事業内容の検討 | 方策の策定  |

| 実績報告                            |                      |  |                     |  |
|---------------------------------|----------------------|--|---------------------|--|
| 2022年度                          | 取り組み<br>内容           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月に町田市社会福祉協議会と支援人材対策について意見交換を行い、9月にグループホームとの意見交換や生活介護事業所への聞き取りを行いました。人材確保・育成における現状と課題から、事業内容の検討を進めました。</li> <li>・8月18日に「福祉しごと相談・面接会」を町田市社会福祉協議会との共催で開催しました。</li> <li>・東京都福祉保健局及び東京都福祉保健財団へ各所管研修の町田市内開催を打診・要望しました。</li> <li>・グループホームとの意見交換や、生活介護事業所への聞き取りを通じて人材確保・定着・育成における現状や課題を確認しました。</li> </ul> |                     |  |
|                                 | 取り組んだ<br>ことによる<br>成果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都福祉保健局及び東京都福祉保健財団の障がい福祉に関する研修の町田市内での開催を調整しましたが、町田市内での開催は困難であり指定された場所で受講する必要があることがわかりました。</li> <li>・人材が定着しづらいため、十分な支援力を有した人材の育成が困難であることがわかりました。</li> </ul>  |                     |  |
|                                 | 評価                   | ○  | 評価の理由<br>※◎と△<br>のみ |  |
|                                 | 事業費                  | —  |                     |  |
| 2022年度の実績を<br>ふまえた2023年度の<br>課題 |                      | グループホームとの意見交換や、生活介護事業所への聞き取りを通じて支援人材の確保・定着・育成は障がい福祉業界全体の重大な課題であることがわかりました。   |                     |  |
| 2023年度の取組み<br>内容・スケジュール         |                      | 慢性的な支援人材不足を改善するため、短期的・長期的な取組みを検討していきます。  |                     |  |



計画の振り返りについての各部会からの意見  
(町田市障がい者プラン21-26 重点施策における2021年度実績)

## 障がい者計画部会

| NO | ページ | 分野                  | 事業名                                  | 所管課      | 意見の内容  | 意見に対する回答   |
|----|-----|---------------------|--------------------------------------|----------|--|--|
| 1  | P2  | 1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと | 小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催              | スポーツ振興課  | ・2023年度は16校でパラバドミントン体験会を実施予定となっているが、これは前年度と同じ学校からの参加が多いのか。それとも新規の学校もあるのか。  | ・前年度も参加実績があるのが9校、新規参加が7校です。  |
| 2  | P2  | 1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと | 小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催              | スポーツ振興課  | ・パラバドミントン以外に普及啓発を行っているパラスポーツはあるか。  | ・パラバドミントン以外のパラスポーツの普及啓発として、ブラインドサッカー体験会やボッチャ体験会も開催しています。   |
| 3  | P3  | 1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと | 障がいがある人の学習成果を発表する場の充実                | 生涯学習センター | ・2023年度は肢体不自由の方が対象となっているが、重度の障がいがある人は対象と想定されていないように思う。今後、重度化していく障がいがある人の生涯学習について、検討していることがあれば教えてほしい。   | ・肢体不自由の方を主とした学習講座を開くのは、今回が初めての試みであり、来年度以降の講座内容も未定のため、いただいたご意見を参考にしながら、今後の取り組み内容を検討します。                   |
| 4  | P6  | 2 暮らすこと             | 重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討(会議の実施) | 障がい福祉課   | ・2022年度開催された会議に参加したが、どのグループホームからも、重い障がいがある人への専門的な対応が可能な職員配置の難しさや、医療連携の体制、根本的な人手不足等の意見があった。<br>・2023年度の目標値が「検討に基づいた施策の実施」となっているにも関わらず、2023年度の取り組みスケジュールは「検討」にとどまっている。実施に向けた施策の検討を行っていく方向で内容を修正すべき。  | ・会議でいただいたご意見もを受け、課題として現状を認識していますが、課題に対する効果的な施策の策定には至っておらず、引き続き施設への訪問・調査を実施しながら、施策の実施に向けて検討していきたいと考えています。 |
| 5  | P8  | 3 日中活動・働くこと         | 障がいがある人の就労に関する実態調査                   | 障がい福祉課   | ・企業や地方公共団体で、マッサージによる職員の健康増進を目的として、視覚障がいがある人を「ヘルスキーパー(企業内理療師)」として雇用する運動があるが、町田市でもそういった雇用はあるのか。  | ・現在、町田市では「ヘルスキーパー」の雇用は行っていません。   |
| 6  | P8  | 3 日中活動・働くこと         | 障がいがある人の就労に関する実態調査                   | 障がい福祉課   | ・就労支援センターも忙しいようで、職場訪問がされないとの声を聞いたことがある。今回実施した「就労に関する実態調査」では、センターの利用者が対象となっていたが、センターで働いている職員側の実情についても調査し、利用者の支援につなげてほしい。  | ・センターの登録者がかなり増えている中で、どのような対応が必要か、市職員や町田の丘学園の教職員等を含めたセンター連絡会を通じて引き続き検討します。                                |
| 7  | P9  | 3 日中活動・働くこと         | 障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議         | 障がい福祉課   | ・働く障がい者も段々と高齢化し、60歳以上の方にも雇用支援が必要となってきている。就労・生活支援センターからは、60歳以上は障がい分野ではなく高齢分野ではないかと言われてしまったが、60歳以上の雇用支援もしてほしい。   | ・センターでは、登録利用者のおおよその目安としていますが、65歳を過ぎても障害福祉サービスは利用できます。  |
| 8  | P10 | 4 相談すること            | 相談支援体制の強化                            | 障がい福祉課   | ・事業概要に書かれている「3者」とは誰を指すのか。  | ・町田市、障がい者支援センター、相談支援事業者のことです。  |
| 9  | P12 | 5 家庭を築くこと・家族を支えること  | 短期入所事業所の基盤整備                         | 障がい福祉課   | ・2022年度の取り組みを見ると、2事業所にヒアリングを行い、4件の開設相談があったが、結果として開設には至っていない。したがって、評価は「△」の方が良いのではないかと。<br>・2023年度の目標値が「実施・検証」となっているのに対して、今年度の取組みのスケジュールの内容が足りないのではないかと。<br>・グループホーム利用者の中には、かなりストレスが溜まっている方もおり、それはグループホームの支援力不足だけではなく、短期入所により少しずつ家族と離れて生活する訓練をすることなく、突然グループホームに入所したことも原因として考えられる。短期入所事業所は全然増えないので、ぜひ開設促進に取り組んでほしい。 | ・開設相談があった4件の現在の状況を確認したところ、うち1件は開設する方向で準備を進めているとのこと。引き続き施設開設相談時の開設促進を行いながら、これまでの取組みの効果検証についても検討します。       |

| NO | ページ | 分野               | 事業名                         | 所管課    | 意見の内容   | 意見に対する回答  |
|----|-----|------------------|-----------------------------|--------|---|---|
| 10 | P13 | 6 保健・医療のこと       | 医療機関に対する障害者差別解消法の周知         | 保健総務課  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度も意見を出したが、変化が見られず、保護者からも昨年度同様のご意見を伺っている(障がいがない兄には診察券を渡し、障がいがある弟には渡さない等)。</li> <li>・医療機関の無理解について、病院側へのアプローチと同時に、受診している障がいがある人の声を聞かないと変わらないのではないか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課にご意見としてお伝えをいたしますが、医療機関に対するご意見については、町田市保健所の医療に関する相談窓口「町田市医療安全相談窓口」や「東京都患者の声相談窓口」などの相談窓口が設置されています。</li> <li>・2024年には町田市で障がいを理由とした差別をなくすための条例が施行予定となっているため、条例に基づいて更なる取り組みを検討します。</li> </ul> |
| 11 | P15 | 7 情報アクセシビリティのこと  | 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業        | 障がい福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市が毎年発行している「障がい者サービスガイドブック」は非常にわかりにくく、随分前から構成が変わっていない。他市では、わかりやすいアプリや、「やさしい日本語」で書かれたものがあるので、色々な情報提供の際に参考にしてほしい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を参考にさせていただきながら、より見やすく、わかりやすい表記を検討します。</li> </ul>   |
| 12 | P15 | 7 情報アクセシビリティのこと  | 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業        | 障がい福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組み内容に記載のあったチラシを窓口でもらったが、白黒のプリントだった。予算の問題もあると思うが、他市ではイラストを多用し、ふりがながあり、カラーで作成されているため、一目でサービスがわかるものがある。ぜひ参考にしてほしい。</li> <li>・手帳を持っていない人やサービスを知らない人にご案内ができると思う。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見として伺います。</li> </ul>  |
| 13 | P15 | 7 情報アクセシビリティのこと  | 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業        | 障がい福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信のバリアフリー化として、紙媒体だけでなく、アプリやAI化、読み上げ機能などの活用を市役所全体として進めてほしい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見として伺います。</li> </ul>  |
| 14 | P17 | 8 生活環境と安全・安心のこと  | 避難体制の充実                     | 防災課    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市内の要配慮者の人数を出したうえで、避難施設の確保を行っているのか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人数を算出したうえで、防災計画等を作成しています。なお、2022年度の町田市における「避難行動要支援者」の対象者数は、12,566名です。</li> </ul>  |
| 15 | P17 | 8 生活環境と安全・安心のこと  | 避難体制の充実                     | 防災課    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設データベースに具体的な要配慮者の滞在スペースを定めたと記載があるが、ここには自閉症の方のクールダウンルームも含まれているのか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の方が避難されることを想定しているため、要配慮者の滞在スペースについて特定の使い方は定めていません。ただし、実際に自閉症の方が避難された際には、滞在スペースや屋内用テントを活用し、クールダウンルームを設けることも想定しています。</li> </ul>  |
| 16 | P18 | 9 差別をなくすこと・権利を守る | 障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定 | 障がい福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度実施した差別事例アンケートの結果を読んで、身近な交通機関でも様々な事例があることがわかった。ぜひ公共交通機関にもアンケート結果を届け、社員教育などに活かしてほしい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度設置した条例検討のための専門部会「(仮称)障がい者差別解消検討部会」では、公共交通機関からも委員を推薦いただいています。アンケート結果の共有も行いながら、一緒になって条例の検討を引き続き進めてまいります。</li> </ul>  |
| 17 | P20 | 11 理解・協働のこと      | 理解促進研修・啓発事業                 | 障がい福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界自閉症デイの時には市庁舎のブルーライトアップをしているが、発達障がい支援週間でも図書館で発達障がいに関する本を展示などの取り組みを行ってほしい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今度の取り組み内容として検討します。</li> </ul>   |
| 18 | P21 | 11 理解・協働のこと      | 支援人材対策事業                    | 障がい福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームの人材不足は深刻な問題であり、募集をかけても応募がほとんど来ない現状。社会福祉協議会で実施している「福祉のしごと相談・面接会」があるが、それだけではいけない。</li> <li>・2023年度の目標値が「方策の策定」であるのに対し、2023年度の取組みスケジュールが「検討」にとどまっている。今年度中に実施できなくても、次の3か年までの方策を決められれば良いと思うので、検討してほしい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度のグループホームのヒアリング等、現場の声を聞き、実態の把握をするほど、難しい問題であると感じるところです。町田市だけ、福祉だけに限定した問題ではなく、社会全体としての問題であるため、皆様からご意見をいただきながら方策を検討します。</li> </ul>  |

| NO | ページ | 分野          | 事業名      | 所管課    | 意見の内容   | 意見に対する回答     |
|----|-----|-------------|----------|--------|---|--------------|
| 19 | P21 | 11 理解・協働のこと | 支援人材対策事業 | 障がい福祉課 | ・人材の定着については、事業所や働いている人の事情があるため市が介入しづらいと思うが、人材の確保であれば、補助金という形で支援できるのではないかと。大手採用サイトに募集を掲載するだけで、約30万円くらいかかると、それだけのお金をかけられない事業所も沢山ある。市が出来ることは何かと考えると、補助金を出すしかないように思う。 | ・ご意見として伺います。 |

## 就労・生活支援部会

| NO | ページ | 分野          | 事業名                          | 所管課    | 意見の内容   | 意見に対する回答  |
|----|-----|-------------|------------------------------|--------|---|---|
| 1  | P8  | 3 日中活動・働くこと | 障がいがある人の就労に関する実態調査           | 障がい福祉課 | 報告書は何部作成したのか。   | ・65部作成しています。そのほかに、個人情報部分を削除したものをホームページに公開しています。         |
| 2  | P8  | 3 日中活動・働くこと | 障がいがある人の就労に関する実態調査           | 障がい福祉課 | 就労・生活支援センターに求められているものは就労以外の部分も多く、他の社会資源等とも連携が必要。チーム支援をしていける体制づくりをどう作っていくか連絡会でも考えていきたい。  | ・ご意見として伺います。  |
| 3  | P8  | 3 日中活動・働くこと | 障がいがある人の就労に関する実態調査           | 障がい福祉課 | 市役所の障がい者雇用の実態は、市長部局、病院、教育を含めた全体でみているため、個別の状況が見えにくい。そこを明らかにしていくほうが市全体の雇用状況の改善にもつながるのではないかと。  | ・ご意見として伺います。  |
| 4  | P8  | 3 日中活動・働くこと | 障がいがある人の就労に関する実態調査           | 障がい福祉課 | すぐに障がい者雇用につなげるのは難しい。職場体験、見学、実習をやる仕組みづくりをしたほうが良い。商工会議所に登録をしている企業に協力を仰ぐのも方法としてあるのではないかと。  | ・ご意見として伺います。  |
| 5  | P8  | 3 日中活動・働くこと | 障がいがある人の就労に関する実態調査           | 障がい福祉課 | ヒヤリング結果として3つほど切り出しの事例が出ているが、ほかの業種でも調べられるのではないかと。蓄積を増やすことで、障がい者雇用が未経験の企業とのコミュニケーションがとりやすくなるのではないかと。  | ・ご意見のとおり、ほかの業種についても現状把握に努めていきます。                        |
| 6  | P8  | 3 日中活動・働くこと | 障がいがある人の就労に関する実態調査           | 障がい福祉課 | パンフレットについて、情報量はたっぷりだが、これから障がい者雇用を進めようとする企業に目を通してもらえるか気になるところだ。その点を考慮した情報のバージョンアップも進めてほしい。バージョンアップを通じて事例集にしていけるとさらによい。情報の出し方も、動画の時代なので1～2分程度の動画にしていくことで、見る側のハードルも下がるのではないかと。 | ・ご意見を参考にさせていただきながら、事例集やパンフレットのバージョンアップの仕方も引き続き検討していきます。 |
| 7  | P8  | 3 日中活動・働くこと | 障がいがある人の就労に関する実態調査           | 障がい福祉課 | 支援機関を知らない企業が50%というのは今後の解決していくべき課題だろう。   | ・企業訪問を通じて周知に努めていきます。                                    |
| 8  | P9  | 3 日中活動・働くこと | 障がい者就労・生活支援センター棟を中心とした連携強化会議 | 障がい福祉課 | 意見交換だけではなく、就労支援のスキルを全体で上げていくことが、引き続きの課題だ。   | ・ご意見として伺います。  |

## 相談支援部会

| NO | ページ | 分野      | 事業名                                    | 所管課    | 意見の内容   | 意見に対する回答                          |
|----|-----|---------|--|--------|---|-----------------------------------|
| 1  | P4  | 2 暮らすこと | 地域生活支援拠点等が有する機能の充実                     | 障がい福祉課 | 重点施策の「地域生活支援拠点等の整備および充実をはかり」とあるが、評価基準がどのレベルまでを指しているかは分かりづらい。評価△にある運用状況の検討ができなかった理由について記載されていると△の理由付けになるのではないか。  | ・ご意見として伺います。                      |
| 2  | P4  | 2 暮らすこと | 地域生活支援拠点等が有する機能の充実                     | 障がい福祉課 | 緊急時のフローも検討、作成したため、取り組みの内容に入れてほしい。   | ・ご意見として伺います。                      |
| 3  | P4  | 2 暮らすこと | 地域生活支援拠点等が有する機能の充実                     | 障がい福祉課 | 2023年度の取り組みについて、地域生活支援拠点の説明を行いとあるが、例えば6月の町田市相談支援事業所連絡会で事業所向けの説明会を実施するなど、スケジュールを具体的に記入してほしい。   | ・説明会の実施を検討します。                    |
| 4  | P4  | 2 暮らすこと | 地域生活支援拠点等が有する機能の充実                     | 障がい福祉課 | 指定事業所を増やすとあるが、町田市として増やす数を明示してもらえると次の検証は分かりやすくなると思う。   | ・ご意見として伺います。                      |
| 10 | P4  | 2 暮らすこと | 地域生活支援拠点等が有する機能の充実                     | 障がい福祉課 | 内容を理解してもらいやすいように、下記の表のように「成果をあげるべき領域」と「成果の評価指標」を整理して検討してはどうか。領域や指標の検討には、障がい者支援センター連絡会やネットワーク会議等で出された課題が重要な情報となる。また、目標達成までの工程とスケジュールを可視化して着実に進捗させる状態をつくる必要がある。   | ・ご意見として伺います。                      |
| 17 | P4  | 2 暮らすこと | 地域生活支援拠点等が有する機能の充実                     | 障がい福祉課 | 「運用状況の検証ができなかった」とあるが今後どうなるのか。   | ・地域生活支援拠点を指定後、その運用状況について検証いただきます。 |
| 18 | P4  | 2 暮らすこと | 地域生活支援拠点等が有する機能の充実                     | 障がい福祉課 | 2022年度に相談支援部会で話し合ったこと、取り組んだ内容や成果をもう少し具体的に書いてもらいたい。22年度の検討内容と、それを踏まえた23年度の課題としてもらえる整理されて伝える。町田市障がい者施策推進協議会に「課題の受け止めをしてください」と提案したことも反映されるとよい。   | ・ご意見として伺います。                      |
| 19 | P4  | 2 暮らすこと | 地域生活支援拠点等が有する機能の充実                     | 障がい福祉課 | 町田市障がい者施策推進協議会が、自立支援協議会を兼ねるとなっているが、自立支援協議会の役割が十分ではないとの意見が部会の中であった。地域生活支援拠点と自立支援協議会の機能については分けて考えたほうが良い。自立支援協議会を充実させるべきということを別建てで掲載すべきである。  | ・ご意見として伺います。                      |
| 11 | P5  | 2 暮らすこと | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携 | 障がい福祉課 | 個別の地域移行支援の事例を通して課題の把握や解決に向けた協議を継続的に行う場が必要と考える。課題を掘り下げたうえで本質を理解して解決を図ることが重要である。  | ・ご意見として伺います。                      |
| 12 | P6  | 2 暮らすこと | 重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討          | 障がい福祉課 | 現状では、重い障がいや行動障がいがある方が利用できるグループホームが増えていない。親の高齢化により家族によるケアが困難となっているケースが増えるとともに、本人と家族がかかえる問題は深刻化している。事業概要には「検討を行う」と記載されているが、検討に時間をかけている状況ではなく特に重い障がいがある方が利用できるグループホームの開設を援助することに目標を変更するべきである。援助内容は、当初の開設相談、施設整備補助に加えて、土地取得費用補助、建設費補助、人件費補助を加える必要があると考える。 | ・ご意見として伺います。                      |

| NO | ページ | 分野                 | 事業名                                   | 所管課    | 意見の内容   | 意見に対する回答     |
|----|-----|--------------------|---------------------------------------|--------|---|--------------|
| 22 | P6  | 2 暮らすこと            | 重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討(会議の実施)  | 障がい福祉課 | グループホームが町田市にたくさんあるのに、3つしか見学していないこと、意見交換会も少数で、聞き取りが甘さを感じる。相談支援を受けているとグループホームの中の様々な課題を聞くことある。2023年度は検討に基づいた施策の実施となっているが、具体的にどうということなのかわかりにくい。   | ・ご意見として伺います。 |
| 13 | P7  | 3 日中活動・働くこと        | 既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施 | 障がい福祉課 | 事業概要と2023年度の目標値には事業所支援のあり方の検討することが記載されている。町田の丘学園の生徒の障がいの特徴から推測される卒業後に利用する日中活動の場として、生活介護事業所が不足する状態が継続することが予測されている。事業所支援のあり方を検討することにとどまる状況ではなく、卒業後に利用可能な生活介護事業所の新規開設および定員増を支援するために、土地取得費用、建設改築費用、職員育成費用を援助することを目標に加える必要があると考える。 | ・ご意見として伺います。 |
| 14 | P10 | 4 相談すること           | 相談支援体制の強化                             | 障がい福祉課 | 相談支援事業所が活躍できる環境を整えていくことが重要な課題である。相談支援事業所が孤立せず個別相談支援等について相談や情報交換をする場があり、活用されることで支援力向上につながると考える。また、相談支援事業所として把握した地域課題について、主体的に解決を図っていく場として機能することも重要である。行政、基幹相談支援センター、障がい者支援センター、相談支援事業所が協力して相談支援事業所連絡会のあり方や有効活用を検討すべきである。       | ・ご意見として伺います。 |
| 20 | P10 | 4 相談すること           | 相談支援体制の強化                             | 障がい福祉課 | 「障がい者支援センターと相談支援事業所の支援力のさらなる向上」については、連携することによって町田市の支援力の「質の向上」を最終目標値とするのが良い。支援力の向上にむけた研修や連絡会など具体的な提案を見せる。相談支援部会で話されたことが、事業所や支援センター等で共有されていると思う。相談支援の核だと思うので書き方を工夫してもらいたい。  | ・ご意見として伺います。 |
| 21 | P10 | 4 相談すること           | 相談支援体制の強化                             | 障がい福祉課 | 愛の手帳をもっているが障害福祉サービスにつながっていない人にアプローチした取り組みの成果や今後の課題について、なぜこの人たちがサービスにつながらなかったのか、年齢層や家族背景などを調査したと思うが、それらを踏まえて、どういうアナウンスをしたらよいか、わかりやすい情報を広げる活動をするにはどうすべきか書かれていない印象がある。今後は、別の方法でもアナウンスできるのではないかとといったようなことも入れてもらいたい。               | ・ご意見として伺います。 |
| 15 | P11 | 4 相談すること           | 課題を抱え孤立している障がいがある人                    | 障がい福祉課 | 重要な取り組みである。行政、基幹相談支援センター、障がい者支援センター、子ども発達支援センター、保健所等が連携してニーズの掘り起こしや見守り、社会資源活用の動機づくり支援などを継続的にこなすための仕組みの確立を目指し検討すべきである。   | ・ご意見として伺います。 |
| 6  | P12 | 5 家庭を築くこと・家族を支えること | 短期入所事業所の基盤整備                          | 障がい福祉課 | 短期入所の基盤整備について。緊急時の対応を考えると地域生活支援拠点の整備と強くリンクするため、課題に緊急時の受け皿として整備は必要であり、実際地域生活支援拠点の中でも連携が密に必要になってくる。そのため、連動性を明記できるとよい。   | ・ご意見として伺います。 |

| NO | ページ | 分野              | 事業名                  | 所管課    | 意見の内容  | 意見に対する回答     |
|----|-----|-----------------|----------------------|--------|--|--------------|
| 7  | P13 | 6 保健・医療のこと      | 医療機関に対する障がい者差別解消法の周知 | 障がい福祉課 | ①厚労省のパンフレットを使って説明したとあるが、昨年障がい福祉課で行った差別事例アンケートでは、特に聴覚障がいの方から「手話通訳者は診察室に入るなど言われた」「家族を同伴するよう言われた」「筆記による説明をしてくれない」などの声が寄せられている。そのような具体例に基づいた、聴覚障がい者本人にとってよりよいコミュニケーション方法をとるような話はできたのか。②事務の方々の理解も重要だが、特に診察室の中での医師の対応に傷つく人が多い(障がい種別を越えて)が、医師も説明の場には参加しているのか。 | ・ご意見として伺います。 |
| 8  | P16 | 7 情報アクセシビリティのこと | サービス・支援機関等への情報提供事業   | 障がい福祉課 | 「障害者手帳を持っていない人たちへの情報提供」とあるが、障害者手帳、特に知的、精神の方々の場合、取得をすることで「障がい者」というレッテルを貼られることへの抵抗感をもつ方が多いように感じる。知り合い(知的障がい者)も、最後まで手帳取得に難色を示し、福祉サービスとつながることなく孤独死をしてしまった。「手帳に対する抵抗感」を緩和・払拭する説明をどのように行っているのか知りたい。  | ・ご意見として伺います。 |
| 16 | P16 | 7 情報アクセシビリティのこと | サービス・支援機関等への情報提供事業   | 障がい福祉課 | 障がい者差別を解消するための条例と関連させて、まずは市役所内窓口における合理的配慮の徹底を図る必要がある。目的別に設置された窓口でできる手続きの内容を理解して使い分けことが困難な人は多い。来庁者の来庁目的を深く理解して、適切な案内や目的達成に必要な社会資源につなげるワンストップ窓口の機能を持つべきである。その取り組みを民間に広げていくとよい。   | ・ご意見として伺います。 |
| 5  |     | その他             |                      |        | 計画策定後の検証は重要であり、PDCAサイクルでのプロセスを踏む必要はある。重点施策をP、事業概要をD、評価をC、2023年度の取り組みはAと考えるが、町田市障がい者施策推進協議会及び各部会での主となる意見は次年度の取り組みに反映されるためと考える。その為、2022年度の実績をふまえた2023年度の課題の項目と2023年度の取り組み内容・スケジュールの項目の間に【協議会・部会の意見】の項目を設けるよう提案したい。そのことで課題踏まえた次年度やるべき取り組みに繋がると考える。        | ・ご意見として伺います。 |
| 9  |     | その他             |                      |        | どのような成果をあげるべきなのか具体的に書く必要があると考えます。プランに記載されている目標値は達成状態を表しておらず、実質的な成果につながりにくいです。どのような状態を目指すのかを定量化、定量化した成果目標を設定するために議論をすべきです。  | ・ご意見として伺います。 |

町田市障がい者施策推進協議会委員名簿 (2023年6月時点)

|    | 所属                                | 役職         | 氏名     |
|----|-----------------------------------|------------|--------|
| 会長 | 学校法人 東洋英和女学院大学                    | 名誉教授       | 石渡 和実  |
| 委員 | 学校法人 桜美林学園                        | 健康福祉学群 准教授 | 谷内 孝行  |
| 委員 | 学校法人 法政大学                         | 現代福祉学部 教授  | 佐藤 繭美  |
| 委員 | 学校法人 桜美林学園                        | 健康福祉学群 教授  | 小泉 広子  |
| 委員 | 町田市医師会                            | 理事         | 中川 種栄  |
| 委員 | 町田市歯科医師会                          | 副会長        | 松崎 重憲  |
| 委員 | まちされん                             | 会長         | 小野 浩   |
| 委員 | 町田市社会福祉法人施設等連絡会                   | 副代表        | 藤井 雅巳  |
| 委員 | 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会                 | 常務理事       | 叶内 昌志  |
| 委員 | 堺地域障がい者支援センター                     | センター長      | 刑部 輝   |
| 委員 | 町田市障がい者<br>就労・生活支援センターりんく         | センター長      | 藤本 英理子 |
| 委員 | 町田ヒューマンネットワーク<br>まちだ在宅障がい者 チェーンの会 | 理事長        | 堤 愛子   |
| 委員 | 町田市身体障害者福祉協会                      | 会長         | 風間 博明  |
| 委員 | 町田市聴覚障害者協会                        |            | 吉本 茂人  |
| 委員 | 町田市障がい児・者「親の会」連絡会                 | 会長         | 土田 由紀子 |
| 委員 | 特定非営利活動法人<br>町田市精神障害者さるびあ会        | 会長         | 飯長 喜一郎 |
| 委員 | 町田市民生委員児童委員協議会                    | 鶴川第一地区会長   | 荻野 淳子  |
| 委員 | 町田商工会議所                           | 常議員        | 陶山 慎治  |
| 委員 | 東京都立町田の丘学園                        | 主幹教諭       | 萩原 秀朗  |
| 委員 | 町田公共職業安定所                         | 所長         | 佐々木 暢  |

町田市 障がい福祉課 事務局職員名簿

| 所属・役職                 | 氏名     |
|-----------------------|--------|
| 地域福祉部 障がい福祉課 課長       | 金子 和彦  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 担当課長     | 栗原 康二  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 総務係 係長   | 山口 庸介  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 支援係 係長   | 松田 泰幸  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 福祉係 係長   | 鈴木 崇之  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 総務係 担当係長 | 藤田 信行  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長 | 有田 和子  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長 | 増田 謙一郎 |
| 地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長 | 阿部 勝也  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長 | 磯村 章彦  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長 | 藤川 亜衣  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 福祉係 担当係長 | 樋口 杏奈  |
| 地域福祉部 障がい福祉課 福祉係 担当係長 | 勝野 早百合 |

| 事務局担当者          | 氏名 |
|-----------------|----|
| 地域福祉部障がい福祉課 総務係 | 由谷 |
|                 | 森本 |
|                 | 中山 |



## 町田市における個別避難計画の取り組み

### 1. 取り組みの背景

災害時の高齢者や障がい者の方などの避難について、事前に備えるための取り組みです

- ・ 昨今多発する自然災害により、全国的に高齢者などの被害が多く発生している中、災害時に自力での避難ができない方の安全を確保するために、2021年5月に災害対策基本法が改正されました。
- ・ 市では、この法律に基づいて、高齢者や障がい者の方など災害時に自力で避難することが難しい「避難行動要支援者」の避難を支援するため、「個別避難計画」の作成を推進します。



### 2. 「個別避難計画」とは？

個別避難計画とは

- ✓ 災害時にどこに避難するか
- ✓ 誰が支援をするか
- ✓ 避難するときどのような配慮が必要か



…等をあらかじめ確認し、記載した計画のことをいいます。

「個別避難計画」は、ご本人を中心に、専門職や地域の方と一緒に作成していきます。

### 3. 「個別避難計画」の作成対象者は？

「避難行動要支援者名簿」に登載された方が作成の対象者となります。

市では、以下①～④のいずれかに該当する方を「避難行動要支援者名簿」に登載します。

- ① 身体障害者手帳1級及び2級の方
- ② 愛の手帳1度及び2度の方
- ③ 介護保険要介護認定要介護度3から5の方
- ④ その他 市長が必要と認める方

## 4.今後のスケジュール(予定)

### 2023 年度

- 8月：モデル地区での説明会（福祉等の専門職向け）を開催
- 9月：モデル地区での説明会（地域関係者向け）を開催



### 2024 年度

- 4月：モデル地区で個別避難計画の作成を開始
- (時期未定)：モデル地区での取組を踏まえて、全市的な説明会の開催



### 2025 年度

- 4月：全市的に計画作成の優先度の高い方から計画作成を開始

## 5. モデル地区での個別避難計画作成について

- ・市では、2024年度にモデル地区として鶴川地区を対象に個別避難計画の作成を開始することを予定しています。
- ・市内の1地区でモデル的に作成を開始することで、課題や改善点を洗い出し、2025年度以降の全市的な実施に向け、取り組み方法を具体化・改善していく予定です。



(ご参考) 個別避難計画に関するよくある Q&A についてご紹介します

Q. そもそも、「**避難行動要支援者名簿**」とは何でしょうか？

A. 避難行動要支援者名簿は、高齢者や障がい者の方など、災害時に自力での避難が難しい方（避難行動要支援者）について、関係者等による安否確認や避難支援を目的として、市が作成している名簿です。

Q. 個別避難計画を作成する事で期待される**効果**は何でしょうか？

A. 個別避難計画を作成しておくことで、災害が発生した際に、どう行動すればよいのか、どこに避難するのか、どの様に関係者が協力し合えばよいのか等を計画作成を通じて事前に、本人や家族・関係者間で確認しておくことができます。

(ただし、災害時の避難支援を必ず保証するものではなく、法的な義務や責任を負うものではありません。)



Q. **個人情報**の取り扱いに関する同意などはどうなるのでしょうか？

A. 計画作成に際しては、事前に市より対象者の方に個別避難計画作成を呼びかける周知のための資料と「同意確認書」を送ります。

この中で、計画作成の意義や具体的な手順などをご紹介した上で、支援を行う関係者に必要となる情報(要支援者に関する情報)を提供することに同意を得られた方を対象に、計画作成を進めていきます。

Q. 専門職が作成に関わる場合、**作成経費**などは発生するのでしょうか？

A. 専門職が作成に関わる場合の作成経費については、現在市として検討を進めています。現時点では、国の指針や国内の先進事例等から、計画作成を行う専門職に対し、作成経費をお支払いする想定です。